

平成 22 年 第 2 回

# 三重県議会定例会会議録

( 12 月 6 日 )  
( 第 10 号 )

第 10 号  
12 月 6 日



平成22年第3回

# 三重県議会定例会会議録

## 第10号

平成22年12月6日(月曜日)

### 議事日程(第10号)

平成22年12月6日(月)午前10時開議

- 第1 県政に対する質問  
〔一般質問〕

### 会議に付した事件

- 日程第1 県政に対する質問

### 会議に出欠席の議員氏名

出席議員	49名			
1	番	長	田	隆 尚
2	番	津	村	衛
3	番	森	野	真 治
4	番	水	谷	正 美
5	番	杉	本	熊 野
6	番	村	林	聡
7	番	小	林	正 人
8	番	奥	野	英 介
9	番	中	川	康 洋
10	番	今	井	智 広
11	番	藤	田	宜 三

12	番	後藤	健一
13	番	辻	三千宣
14	番	笹井	健司
15	番	中村	勝
16	番	稲垣	昭義
17	番	北川	裕之
18	番	服部	富男
19	番	末松	則子
20	番	中嶋	年規
21	番	竹上	真人
22	番	青木	謙順
23	番	中森	博文
24	番	真弓	俊郎
25	番	舘	直人
26	番	日沖	正信
27	番	前田	剛志
28	番	藤田	泰樹
29	番	田中	博
30	番	大野	秀郎
31	番	前野	和美
32	番	水谷	隆
33	番	野田	勇喜雄
34	番	岩田	隆嘉
35	番	貝増	吉郎
36	番	山本	勝
37	番	森本	繁史
38	番	吉川	実
39	番	舟橋	裕幸

40	番	三 谷 哲 央
41	番	中 村 進 一
43	番	西 塚 宗 郎
44	番	萩 野 虔 一
45	番	永 田 正 巳
46	番	山 本 教 和
47	番	西 場 信 行
48	番	中 川 正 美
49	番	萩 原 量 吉
50	番	藤 田 正 美
( 51	番	欠 員)
( 52	番	欠 員)
( 42	番	欠 番)

---

### 職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	大 森 秀 俊
書 記 (事務局次長)	高 沖 秀 宣
書 記 (議事課長)	原 田 孝 夫
書 記 (企画法務課長)	永 田 慎 吾
書 記 (議事課副課長)	米 田 昌 司
書 記 (議事課主幹)	山 本 秀 典
書 記 (議事課主幹)	加 藤 元

---

### 会議に出席した説明員の職氏名

知 事	野 呂 昭 彦
副 知 事	安 田 敏 春
副 知 事	江 畑 賢 治
政 策 部 長	小 林 清 人

総務部長	植田 隆
防災危機管理部長	東地 隆司
生活・文化部長	山口 和夫
健康福祉部長	真伏 秀樹
環境森林部長	辰己 清和
農水商工部長	渡邊 信一郎
県土整備部長	北川 貴志
政策部理事	梶田 郁郎
政策部東紀州対策局長	小林 潔
政策部理事	藤本 和弘
健康福祉部理事	浜中 洋行
健康福祉部こども局長	太田 栄子
環境森林部理事	岡本 道和
農水商工部理事	林 敏一
農水商工部観光局長	長野 守
県土整備部理事	廣田 実
企業庁長	高杉 晴文
病院事業庁長	南 清
会計管理者兼出納局長	山本 浩和
教育委員会委員長	清水 明
教 育 長	向井 正治
公安委員会委員長	谷川 憲三
警察本部長	河合 潔
代表監査委員	植田 十志夫
監査委員事務局長	長谷川 智雄

人事委員会委員長

飯 田 俊 司

人事委員会事務局長

堀 木 稔 生

選挙管理委員会委員

沓 掛 和 男

労働委員会事務局長

小 西 正 史

---

午前10時0分開議

開 議

議長（三谷哲央） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

質 問

議長（三谷哲央） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。11番 藤田宜三議員。

〔11番 藤田宜三議員登壇・拍手〕

11番（藤田宜三） 新政みえの鈴鹿市選出、藤田宜三でございます。どうも皆様、おはようございます。

今日もきれいな花が飾っていただいております。毎回この話をさせていただいておりますが、今日は、アマリリス、奥はランタンキュラスかな、初日はバラがあって、アマリリスがあって、そしてカサブランカ、そして金魚草と、こんな花がずっと飾っていただいております。これらの花を見せていただいて、私も心が和みながら、落ちつきながら頑張って質問させていただきたいな、こんなふうに思います。

ちょっとだけ質問に入る前に宣伝をさせていただきたいなと思います。と申しますのは、三重県には花植木振興会というのがございまして、その花と

植木を生産している皆さん方がお集まりをいただいて団体をつくっているわけでございますけれども、その花の部会が、実は、8日、9日と、メッセウイング・みえで品評会をやらせていただきます。知事さんからの賞であるとか、農林水産大臣の賞とかいただいておりますので、それぞれ生産者が腕によりをかけた自信作を持ってまいりますので、ぜひごらんになっていただいて、同時に即売会もやっておりますので、ぜひ御参加いただきますようお願いを申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。

私も一般質問は4回目でございます、一番初めに、同じように、農業の問題から質問させていただきました。世界の穀物の需給の状況、そして、自給率についてお聞かせをいただきました。県レベルの自給率を論じるのはいかなものかということもでございますけれども、世界的に見まして、西暦2000年に世界中の穀物の在庫が4カ月分ありました。それが2006年になりますと2カ月を切ってくるという状況が生じまして、皆さん御存じのように、小麦が2.7倍、大豆が2.1倍という、世界の穀物の値段が高騰いたしました。

この高騰と同時に、実は余り話をされませんでした、インドにおいて、米、小麦、トウモロコシ、タマネギの輸出禁止をいたしました。それから、米の輸出国でありますベトナムが、ある一定の時期以降の輸出契約を認めませんでした。要は、四十数カ国の国が食料の輸出に対して制限を加えた、こういうことのお話をさせていただきました。このことは、やはり食料を海外に大きく依存するという、そのことの危険性というか、危うさをお話し申し上げた、そういう記憶がございます。

さて、今年2010年でございますけれども、世界の穀物の在庫、変わりませず約2カ月強でございます。ロシアの小麦の禁止措置という話を、皆さん方、ニュースでお聞きになったのかなと、こんなふうに思いますが、この状況は決して安心しておられる状況ではないんだ、価格も上昇基調になってきております。このような中で、将来を見据えた食料自給率を高めていく政策を決定しながら実行していくというのは、国民の食を守るという観点から、これは

大変大きな、重要な課題であろうというふうに思っております。

今のは国としての考え方でございますが、我が県におきましても、安全で安心な食料を県民に供給する使命を持った農業に対して、明確な位置づけが必要ではないかという提起もさせていただきました。

今回の議会に、三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例というのを提案いただきました。このことは、県として農業の位置づけ、そして、その果たすべき役割、同時に、農業者、県民の役割などを考え方の中に明確にさせていただいて、基本計画を策定する中で、三重県民の食を担うべく持続可能な農業の、そして、農村の活性化を目指すという趣旨の内容でございます。私もこの条例を真に据えた、三重県の農業振興策に大いに期待をいたしておる者の1人でございます。

一方で、話題になっておりますTPP、環太平洋戦略的経済連携協定に関してであります。政府は、国を開き活性化するための起爆剤であり、国際的な信用や関心を高めるもので、参加により、韓国と同等の競争条件を確保できるものとしております。

先日、横浜で開催されたアジア太平洋経済協力会議、APECにおいて、菅首相は、国内の環境整備を早急に進めるとともに、関係国との協議を開始することと、自由貿易を進めるとともに、農業改革を推進すること、この2点を表明いたしました。

また、APECに先立ち、本年11月6日に閣議決定された包括的経済連携に対する基本方針では、経済連携交渉と国内対策の一体化実施の中で国を開くという観点から、適切な国内改革を先行的に推進することとし、特に、農業分野においては、高いレベルの経済連携の推進と、食料自給率の向上や国内農業、農村の振興を両立させていく、そして、持続可能な力強い農業を育てるための対策を講じることを表明いたしました。そして、この対策を進めるために、食と農林漁業の再生推進本部を設置し、平成23年6月をめぐりに基本方針を決定すること、さらに、競争強化などに向けた中長期的な視点を踏まえた行動計画を23年10月をめぐりに策定し、早急に実施をすることを決定い

たしました。

このＴＰＰについては、様々なメリットやデメリットがある中で、国内産業への影響について冷静に検討していく必要があると私は思います。もしも何らかの対策がなされない場合、特に農業において、米や畜産などへの影響ははかり知れないものがあると思います。さきに述べました国民の食を守るという点からも、しっかりとした対応が求められるというのは、言うまでもありません。ＴＰＰへの参加、不参加はともかくとしても、国際的な大きな自由貿易の流れの中で、国内農業の競争力強化をいかに図るかということが、農業者や農業関係者に課せられた喫緊の課題であり、唯一日本の農業が生き残る道ではないか、そんなふうに思います。

もともと農業政策は国の政策に左右されることが大変大きく、今後、国における食と農林漁業の再生推進本部を中心とした、競争力のある力強い農業の実現に向けた政策が示されることを注視し、また同時に、期待をしております。

しかしながら、農業を取り巻く環境というのは、地域によって大きく異なっております。県として、本県の実情に合った地域農業というものをしっかりと取り組んでいかなければならない。それを進めるに当たっては、きめ細かに地域に根ざした取組としていくことが大変重要であると考えます。

三重県の農業は、御存じのように、水田などの土地利用型農業の割合が大変高うございます。自由化の影響が大きいのではないかと考えられますが、そのような中で、競争力を高めるための基本的な条件として、いかにうまく土地利用調整を図るかという観点が重要になってきます。意欲ある担い手に農地などの経営資源を集積するための仕組みが必要であり、そのようなしっかりした土地利用調整機能があれば、新たな担い手に地域の農業を任せすることも容易になります。また、そのような調整の場があれば、今後、自分たちの地域や農地をどのように守り、活用していくのか、どのような地域経営をしていくのかという将来の展望も見えてくるのではないかと思います。

これまでも集落営農の推進などにより、担い手への農地集積と担い手の経

営力強化のために、法人化を進めています。例えば、地元の話で申しわけございませんが、農事組合法人クマダというのが私の地元にあります。これは、地域の五つの集落が参加をして、地域の農業の担い手として法人化をいたしております。約125ヘクタールの経営規模を実現いたしております。米、麦、大豆によるいわゆる2年3作体系や、麦のブロックローテーションによって低コスト化、農閑期対策として、もち、あられ、みそ、日野菜漬けの加工など、経営の多角化により、収益性の向上を図っております。また、昨今話題になっております獣害とも戦いながら地域を守っておるというのが状況でございます。

このように、意欲的な担い手がしっかりと農業経営を実現されているところもありますが、そのような取組がまだまだ少ないと思います。近い将来、高齢化より農業をやめざるを得ない農家が増え、耕作者のいない農地が急速に増えてくるのが予想されます。そうなれば、今まで農業を行うことにより発揮された多面的な機能が失われ、耕作放棄による土地の荒廃や、ゲリラ豪雨などによる災害などの、地域にとっても大変深刻な問題がさらに顕在化してくるのは明白です。今こそ地域に根ざした農政を進めるという明確な方向性とスピード感を持って、地域農政を進める必要があるのだと思っております。

そのような中、先ほどお話しをいたしましたように、三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例案につきましては、昨年より常任委員会の議論をいただきながら、今議会に農政の方向性を県民の皆様方と共有できるものとして大いに期待をしているところでございます。

そこでお伺いしたいわけですが、地域の特性を生かした食を担う農業及び農村の活性化に向けた支援という表現が明記されております。地域に根ざした農政推進のためにも、地域の活性化に向けた支援についてどのように進めていくお考えなのか、お聞かせを願いたいと思います。よろしくお願いたします。

〔渡邊信一郎農水商工部長登壇〕

農水商工部長（渡邊信一郎） 条例に基づきます地域の活性化についてお答えいたしたいと思います。

今議会上に上程いたしました三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例案は、農業従事者の高齢化や農村の過疎化の進展などにより、農産物生産の減少や、多面的機能の低下が進んでいる懸念に対処し、多様化する県民の期待にこたえられる活力ある農業及び農村を構築していくことを目指しております。

農業及び農村の活力を向上し、活性化していくためには、地域の総合力を動員して、農地、環境、農業に係る知識や文化など、農村の地域資源を有機的に結びつけ、効率的な営農体制の確立や、農産物等を活用した商品やサービスの開発など、地域全体で生み出していく価値を向上していくことが必要です。このため、地域の実情や特性を踏まえ、地域自らの活動を育て、伸ばしていく施策展開が重要と考えております。

こうした考え方に基づき、市町やＪＡなどの関係団体と連携する中で、集落や産地など、地域自らの目指すべき姿や、取組方針を定めた計画づくりを促し、その取組を支援していくことを基本に、例えば、地域の農地やコミュニティの維持を中心とする取組、集落営農や農作物の付加価値向上への取組、自然を生かした誘客への取組、地域の特産作物の戦略的な産地展開などにより、幅広く地域課題を解決していくとともに、農業や農村の価値向上の促進を図っていくこととしております。

また、具体的な推進体制としては、取組を行う地域課題や、目指す方向に応じまして、県の農業改良普及や、基盤整備、農政などの専門的知識を有する職員とともに、市町やＪＡなどの関係団体の職員で構成する支援体制を整備していくこととしており、技術的援助や情報提供、助言など、地域の意欲と創意工夫を引き出して活性化につながっていくよう支援を行ってまいりたいと考えております。

〔11番 藤田宜三議員登壇〕

11番（藤田宜三） ありがとうございます。

お話を聞きしておりますと、今回、条例をつくっていただいて、地域に入ってという御回答でございましたが、私、防災農水商工常任委員でございますのでここで話を聞きするんですが、具体的にどんな形で地域へ入られるのか。普及員であるとか、土地改良の職員という話を聞きしましたけれども、例えば、専門的な知識を持った方であるとか、そういう方も外部から中に入っていていただくとか、そんなことも含めて、具体的にどのようにお考えなのか、もしお考えがあれば、もう少し詳しくお話いただけるとありがたいと思うんですが。

農水商工部長（渡邊信一郎） 具体的には、まず、それぞれ地域によってかなり事情が異なります。いわゆる集落営農で、米農家を非常に取りまとめたところ、それから、中山間地域等で非常に地域が疲弊をして高齢者の方々しかみえないところ等々、様々な地域形態がございますので、地域の実情に合わせた支援が私は大事だと思っております。その場合に、それぞれの地域のニーズを把握して、そのニーズを支援できる体制を取り組み、それから、様々な支援策がございますので、それを助言するというようなことで、ある程度、オーダーメイドという言い方は語弊があるかわかりませんが、そういう形で行ってまいりたいと考えております。

〔11番 藤田宜三議員登壇〕

11番（藤田宜三） ありがとうございます。

大変フレキシブルに対応いただけるというふうに理解をさせていただきます。特に、地域の中ででき上がった生産物を流通させていくというところに、農業関係者、大変弱い部分がございます。そのあたりもぜひとも専門家を導入しながら、こういった支援をいただきますようお願いを申し上げまして、次に移らせていただきます。

食を担う農業及び農村の活性化に関する基本的施策の中の、農業及び農村を起点とした新たな価値の創出に関してちょっとお聞きしたいなと思います。

T P Pに限りませんが、現在もう既に入ってきております。花については私ども生産しておりますが、一切の関税がかかっておりませんので、

現在40%ぐらいが輸入物という状況もございます。そういう意味で、大変安い農産物が国内に流通してくる、そういうことが予想されます。そのような輸入農産物に対する競争に対して、力強い農業を実現していくということになりますと、でき上がった農産物を利用、あるいは購入をしていただきます事業者や消費者のニーズを的確にとらえるという、そのことが大変重要になってくる。だれだれがつくった野菜ならぜひ購入したいというような、消費者に選ばれる商品づくりというのが大変重要になってくるのではないかと。

先ほどもお願いをいたしましたけれども、地域に根差ししました力強い農業を進めていく上で、いわゆるマーケティング、あるいは価値を創造する、そういうことが大変重要になってくるわけでございます。それを行うことのできる人材というのが、このことを進めていく上で非常に重要になってくるのではないだろうかというふうに思います。

そんな意味で、それぞれの地域をリードしていくための人材育成、このことが大変重要視される。このことについてどのようにお考えか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

〔渡邊信一郎農水商工部長登壇〕

農水商工部長（渡邊信一郎） 地域をリードする人材育成についてお答えいたします。

力強い三重県農業を実現していくためには、農業者自らが消費者ニーズを的確にとらえ、農産物の安全やおいしさに加え、環境や健康など、新たな価値の創出に向けて生産物の特徴を生かした販売や加工にチャレンジしていくことが求められております。そのためには、農業者の意欲と能力を高め、自らの創意工夫を生かすことができる環境づくりが重要であると考えています。

そこで、現在、専門家による地域独自の農産物の評価や、その活用法策等への助言でありますとか、地域資源を生かし、自らの商品づくりに意欲的に取り組む生産者に対します加工商品の開発や、商標やパッケージのデザイン化などへのアドバイス、さらには、農業改良普及センターや農業大学校での農業者等に対しますマーケティングに関する研修などに取り組んでいるとこ

るです。

こうした支援によりまして、無農薬のカラフル野菜をインターネットで販売する農業経営者や、グループで直販所やスーパー等の一角を活用して販売する専業農家、さらには、そうした食材を活用して、専業農家がレストラン運営を手がけるなど、地域ぐるみの取組も生まれております。

今後とも販売を考えた商品の開発など、農業経営の高度化に取り組む人材を育成するとともに、国の事業も活用しながら、市町や地元農協等と連携し、こうした人材が核となった集落ぐるみ、産地ぐるみの地域農業の活性化に取り組んでまいります。

〔11番 藤田宜三議員登壇〕

11番（藤田宜三） ありがとうございます。

私の近くで植木をつくっていたグループが、野菜をつくろうということでいろいろ活動しておりまして、その中で、アカデミーのほうへ行って勉強させていただいておるといこともございます。ぜひとも地域の活性化、これは人材育成に尽きるのではないかなと私は思っておりますので、非常に形で見えづらい施策であろうかと思いますが、ぜひともこの点は力を入れていただいて、地域におけるリーダーをつくっていただくように、ぜひともお願いを申し上げておきたいと思っております。

続きまして、先ほどTPPの話させていただきましたが、畜産というのは、何ら施策がない場合、影響の大きく受ける部分でございます。三重県において、有名な牛肉、松阪牛がございますけれども、外国産の牛肉との競争力を強化していくという、そういう中で、一つの考え方として、消費者に支持されるブランド化、差別化というのが大変重要になっていくんだろうというふうに思います。松阪牛、伊賀牛といった高級牛がございます、これは輸入牛肉にはまねができないものであるというふうに思います。肉用牛の肥育が大変盛んな本県において、子牛の生産がほとんど行われていない。生産者や流通販売事業者の皆さんの長年の努力によって確立されておりますこのブランド、これを維持していく上には、やっぱり優良な子牛の確保という

のが非常に大きな課題になるんだろうというふうに思います。

特に、今年、大変大きな問題になりました宮崎県での口蹄疫の問題がございます。私の友人が宮崎県で子牛を増やして、そして、三重県へ持ってきて肥育をするという仕組みを自らつくってみえましたが、大変大きな打撃を受けております。松阪、伊賀の産地が培った肥育技術、あるいは子牛の資質に関して、その内容が品質に物すごく大きく影響が出るわけでございますけれども、本県の産地に合った優良な子牛の確保対策というのが急務であるのではないかと、こんなふうに思うわけでございます。

先ほど申し上げたように、他県で子牛をつくって三重県へ持ってくる、この考え方も一つの大きな柱ではあるうかと思っておりますが、本県において、子牛生産、これも必要ではないかなというふうに私は思うんですが、この点に関してどのようにお考えか、施策が、あるいは考え方があればお聞かせ願いたいなと、こんなふうに思うわけでございます。

〔渡邊信一郎農水商工部長登壇〕

農水商工部長（渡邊信一郎） 本県における肉用子牛の確保対策についてお答えしたいと思います。

三重県は、古くから松阪牛、伊賀牛に代表されるブランド牛をはじめ、多くの肉牛を生産しておりますが、そのほとんどが県外から購入した子牛を肥育しております。また、本来、高級肉牛の生産については、血統のよい優秀な種牛の確保が必要となりますが、その育成には、多大なコストと時間が必要となります。また、優秀な種牛を多数保有している県がたくさんあること、また、三重県を代表いたします松阪牛は、他県から導入した子牛の肥育技術が確立していることなどから、三重県内では子牛生産が進んでいない状況となっています。

しかしながら、本年4月に宮崎県で発生した口蹄疫によりまして、長期にわたり多くの畜産農家は九州から子牛が導入できなくなり、経営に不安を覚えられました。また、家畜伝染病は伝搬経路の特定が難しいことから、家畜衛生だけでなく、子牛の確保など、畜産経営の面からも、家畜伝染病が発生した

場合の体制整備を進めていく必要があると考えております。

そこで、県としましては、危機管理体制の強化や、新たなビジネスモデルの創出という視点から、子牛の確保に向けて新たな肥育方法や優良な子牛情報を収集するとともに、受精卵移植による県内産子牛の自給体制の確立に向け、現在、検討を進めているところでございます。

〔11番 藤田宜三議員登壇〕

11番（藤田宜三） ありがとうございます。

やはり口蹄疫の問題が、県内で子牛を生産していないということのデメリットみたいなものが明確になったのではないかなというふうに思いますが、先ほどお話をいただいた受精卵による対応策を今お話しされましたが、この点は、具体的にどういうことなんでしょうか。

農水商工部長（渡邊信一郎） 具体的には、乳牛の雌牛を活用いたしまして、肉牛同士の精子と卵子を掛け合わせて受精卵にしたものを、その乳牛のお腹をかりて子牛を生産すると。そうすることによって、肉牛自身の生産だけではなく、乳用牛の活用にもつながるといようなことで、現在、全国的に進められておりますので、ぜひこういう技術を三重県内にも定着させていきたいというふうに考えておるところでございます。

〔11番 藤田宜三議員登壇〕

11番（藤田宜三） ありがとうございます。

要は、系統のいい牛の卵子に、これは松阪で肥育をしているのであるわけで、その卵子を取り出して、ほかの種牛の精子と受精をする。受精をしたその卵子を酪農のホルスタインの中に入れて子牛を生産する。いわゆる血統が非常に重要なポイントだけれども、それを乳牛を使って、三重県の技術でもって増やしていく、そして、生まれた子牛は非常にいい血統の牛になって、それを肥育していこうと、こういうような理解をさせていただきます。

今のお話、お聞きしまして、私も花の生産者でございまして、血統が大変重要であるということはわかっております。それをいわゆるバイオテクノロジー的な使い方、安定した系統で増やしていくというふうに理解をさせて

いただきます。ぜひともこのあたりを進めていただいて、安心して伊賀牛、松阪牛の生産者が生産できるように、技術的な面でのフォローをよろしくお願い申し上げたいな、こんなふうに思います。

それでは、次の質問に移らせていただきますが、農地・水・環境保全向上対策という施策についてお伺いをさせていただきたいなと思います。

御存じのように、農地・水・環境保全向上対策というのは、農業者を中心としますが、地域の住民の皆さん方が、農業用の水路や農道などの施設を維持管理したり、あるいは景観を形成したり、生態系を保全したり、そういういろんな地域を守るための活動に参加をして取り組んでいただいているというふうに思います。

少し前になりますけれども、地元鈴鹿市の話で申しわけございませんが、鈴鹿市の稲生町というところの、稲生農地・水・環境を守る会の新聞記事が出ておりまして、この会では、景観向上活動として、休耕田にヒマワリをつくります。そして、ヒマワリの見ごろに花祭りというのをやるわけですが、ただ単に花を景観のために植えるのではなくて、その種から油を取りまして、てんぷら油であるとか、トラクターのバイオ燃料として活用しているということでございます。花祭りを開催しながら、地元でとれましたタマネギやジャガイモをてんぷらにして食べる、あるいはカレーライスをつくって振る舞う、その横で、米であるとか野菜を販売するというようなことをいたしておるわけでございます。本年度は10月9日を予定しておりましたけど、大変な雨でございまして、1日遅れての開催というふうに聞いております。

このように、すばらしいヒマワリが植わった景観と、前年に収穫をいたしました油を活用しながら、地域にたくさんの人に来ていただきながら農産物の販売を行う、これからの農業のあり方を示唆するというか、方向性を示すような取組かなというふうに思っております。

この農地・水・環境保全向上対策の事業をやっている場所が鈴鹿市でもたくさんございます。行ってお話をお伺いいたしますと、大変農村集落の中で

横のつながりといいますか、知事さんがおっしゃられる地域のきずなが薄らいできておると。これを強化していく一つの方策として、この事業は非常にいいという話をお聞きしております。そのような活動の中で、状況をお聞きする中で、この事業、来年度で基本的には終わるといふふうに聞いておりますけれども、この事業に対してやはりもっと力を入れていただきながら進めていっていただきたい。そのことが地域の活動を強化する中で農業の農地を守るという、あるいは環境を守る、地域のつながりを守るというところにつながっていくのではないかなというふうに思います。

そんな意味で、その内容の質的な向上を図るということとあわせて、今、農業者が中心となっておりますけれども、その枠をもっともって広げて進めていくという必要があるのではないかなというふうに思いますが、この事業、今後どのように進めていくお考えなのか、その位置づけ、方向性についてお聞かせ願いたいと思います。

〔渡邊信一郎農水商工部長登壇〕

農水商工部長（渡邊信一郎） 農地・水・環境保全向上活動についてお答えいたしたいと思います。

この農地・水・環境保全向上対策を進めるに当たりましては、地域の皆さんが自分たちの手で地域資源を守り、地域を元気にしていくという強い思いを持っていただくとともに、様々な立場の方々が参加し、この保全向上活動が継続的に行われ、質的に向上していくことが重要だと考えております。

そこで、各地域におきまして、目指すべき農業の姿と、継続的に活動が行われる体制づくりを議論いただき、取りまとめていただくための支援を行っているところでございます。また、活動組織間の情報共有や、連携を進めるため、情報交換会や事例発表会の開催、情報誌の発行、優秀な取組の表彰などを行っているところです。さらに、来年1月に開催いたします情報交換会では、農業者以外の皆さんの参加を促進し、農地・水・環境保全向上活動を地域の活性化に向けた取組へとつなげるため、ワールドカフェ形式の座談会や、それに基づきます意見交換会等を実施したいと考えています。今後とも

これらの活動組織を農業だけではなく、地域を支える組織として育成していくため、活動の質の向上や、多様な主体の参画に向けた取組を進めてまいります。

〔11番 藤田宜三議員登壇〕

11番（藤田宜三） ありがとうございます。

私と思いを同じにするようなお話をいただきまして、本当にありがたいと思います。この事業、どこへ行っても評価されます。皆さん方、来年で終わるといことも御存じで、何とかこれを続けるような方策を考えてくれということを実際に多くの方が、皆さん方からお聞きいたしておりますので、ぜひともよろしくお願いをしたいな、こんなふうに思います。

続きまして、次の質問に移らせていただきます。

地域の中小企業間の連携という、ちょっと農業とは違うところでの質問でございますが、県として、県内産業の自立的な発展を目指して、知識集約型の産業構造へと転換を進めていただいております。特に、北部地域で四日市コンビナートの関連企業であるとか、自動車産業、電気電子産業などの集積の強みを生かしながら、研究開発型の企業や外資系企業などの先端的な産業分野の企業誘致に取り組んでいただいております。全国的にも上位の企業立地実績を確保していただいております。特に、高度部材産業を中心に、県内企業の競争力を高めていくために、四日市市につくっていただいた高度部材イノベーションセンターを整備いただいたと。先導的な研究開発をいただきながら、頑張ってくださいというふうに思っております。

しかしながら、リーマンショック以降の景気の低迷によって、企業にとって大変厳しい状況が続いていることは御存じのとおりでございます。特に、製造業などの中小企業にとっては元請の減産、それに伴う受注の大幅な減少というのに直面をしております。独自の技術を持つ中小企業において、経営が大変厳しい状況が続いているのが現状でございます。

このような中、新たな取組として、地域の中小企業がそれぞれの独自技術を用い、その強みを持ち寄って共同することで、1社でできなかった新たな

ビジネス展開を目指そうという動きが起きているようでございます。先だっ  
てのリーディング産業展でいるんな方とお話をさせていただいたところであ  
りますが、新潟県の燕市に、磨き屋シンジケートという中小企業の集まりが  
ございまして、御存じのように、燕市というのは、古くから金属加工を行う  
企業が集まっております。いろんな不況を乗り越える中で、それぞれの企業  
では、困難な課題でも企業が力を合わせればより多様なニーズにこたえるこ  
とができるということに気づかれまして、商工会議所を中心にして、金属加  
工の要素技術を持った二十数社の企業が集まられておるようでございます。  
金属の研磨であるとか表面処理などを、このことであればどんな要望でもこ  
たえますよと、そのような取組を行っておられるということでございます。

本県でも、北勢地域のものづくり企業の集積を背景に、試作品づくりシン  
ジケートというのが生まれております。この試作品づくりシンジケートの取  
組というのは、地域の中小企業が連合体を組んで、試作品づくりの受注拡大  
につなげようとするねらいでございます。

昨日でございますけれども、フジテレビの新報道2001で、実は四日市市の  
このことが取り上げられておりました。試作サポーター四日市ということな  
んだそうでございますけれども、これは四日市市にとどまらず、桑名市でも  
十数社の中小企業が参加をいただいているということでございます。

先ほど申し上げたように、中小企業は単独では大変難しい試作品開発など  
を、それぞれが得意技術を持ち寄って連合体を組む、サロンではなくて連合  
体を組むんだというふうにおっしゃっていました。共同受注をすることは、  
現在の困難な厳しい状況の克服につながるばかりか、今後に大いに期待の持  
てる取組ではないかなと、こんなふう思うわけでございます。先端企業の  
誘致や高度部材産業の育成など、県産業の競争力を強化していく取組は非常  
に重要であります。一方で、こういった中小企業の連携にさらに力を注ぐ  
必要があると思いますが、県として試作品づくりのシンジケートの取組を今  
後どのように展開をする、どのように広げていくのか、どのような形で支援  
をしていくのか、お伺いをいたしたいと思っております。よろしく願いをいたし

ます。

〔林 敏一農水商工部理事登壇〕

農水商工部理事（林 敏一） 試作品づくりシンジケートについてお答えを申し上げます。

県内の中小企業を取り巻いております状況は、従来、形づくられてきましたいわゆるピラミッド型分業構造というものが大きく変わってきております。発注側の技術、あるいはコストの要求というのがますます厳しくなっております。さらには、分業構造そのものが大きく変化をしまいいりまして、発注者が新たな受注者を探す、受注環境をつくろうと、そういった動きが出てきております。発注者が新製品の施策を行うと、そういった段階に素早く対応していくということが非常に重要になってきております。受注側であります企業それぞれが持ちます技術、あるいは知識、ネットワークを相互に持ち寄ることで、シンジケート、企業連合と申しますが、これを形成しまして、共同で試作品製作を受注していく、こういった仕組みが非常に有効であると、このように言われております。

県としまして、ふるさと雇用再生事業、平成21年度からでございますが、によりまして、財団法人三重県産業支援センターにコーディネーターを設置しております。また、本年度からは、試作品づくりシンジケートによりまして受注拡大、これに対する活動支援ということで、補助の制度も設けさせていただいたところでございます。

先ほど議員からおっしゃっていただきましたが、試作企業のグループとしまして、平成22年2月には、四日市市に試作サポーター四日市、22年6月には、桑名市に桑名ものづくりPROJECTが発足をいたしました。現在、各種の展示会等に出展をされてPR活動を行うとともに、意欲的に共同の受注、あるいは共同開発に取り組んでいただいているところでございます。こうした取組によりまして、シンジケートの試作品製作に対しまして新規の受注案件が出てきておりまして、事業活動の成果につながっていると、このように聞いておるところでございます。

県としましては、これからも、今後も引き続いて市町と連携することによりまして、試作品づくりシンジケートが桑名、四日市と続いてまいりましたので、鈴鹿市をはじめとして、県内の各地に結成していただけるように支援をしてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

〔11番 藤田宜三議員登壇〕

11番（藤田宜三） ありがとうございます。

大変厳しい中で中小企業の皆さん方がそれぞれの知恵を出し合いながら頑張っていたいておる。リーディング産業展でメンバーの方といろいろお話をさせていただきました。やはり新しい動き、新しい考え方で動きつつあるんだな、こんなふうに思わせていただきました。その方々がおっしゃっているのは、今まではいろんな集まりはあったんだ、異業種間での集まりはあったんだけど、やはり一線を越えた集まりではなかった。今回は、本当に自分の持っている、それぞれの企業の持っている技術、ノウハウを全面に出し合いながらやれるようになってきた。そのことがこれからの中小企業の生きていく一つの方法だろうということを皆さん方が感じておられましたので、ぜひともこの方向性を伸ばしていただきますように、できましたら、三重県各地でつくっていただくことを望みたいなど、こんなふうに思います。

その願いをして、次の質問に移らせていただきます。

ちょっとローカルな質問をさせていただきますが、戦争遺跡の保存についてでございます。

6月会議において、私ども新政みえの中村進一議員より、平和教育と戦争遺跡の保存についての質問をいたしました。その回答の中で、戦争遺跡の保存については、平成6年に県の近代化遺産の保存と活用を図るために、江戸末期より第二次大戦終了時までの施設を調査し、翌7年に取りまとめを行っていただいた。そのうち、鈴鹿市三畑町の北伊勢飛行場の格納庫が、平成12年度に登録有形文化財に登録をされております。向井教育長の回答の中で、文化財としての価値を有する場合は、所有者の意向も踏まえた上で今後の対

応を検討していきたいというお答えをいただいております。

さて、今回の戦争遺跡の話でございますが、これは、鈴鹿市江島町に鈴鹿海軍の航空隊の格納庫が残っております。実は、当時のまま3棟残っておりまして、私もこの建物が格納庫であるということを知りましたのは近年でございます、それがどんなものかは、ちょっとスライドをお見せして確認をさせていただきたいなというふうに思います。

(パネルを示す)これが1棟分の平面図でございます、実は、これは見ていただくとわかるように、74.75メートルという大変大きなもの。縦が44.69という、3400平米ぐらい、約1000坪の建物でございます。驚いたことに、この1000坪が全く柱がないんですね。当然飛行機を入れておったところでございます。これは1棟で約80機入るそうでございます、練習機ではございますけれども、これが、実は、これと同じ大きさが2棟、これの半分のもので1棟、全く加工されずに残っております。これは図面でございますけれども、これが外からの写真でございます、(パネルを示す)この写真を見ますと、その大きさがぴんときませんけれども、この1辺が75メートルございます。私もこの質問をするに当たって、ほかの格納庫がどれぐらいあるのかなというのを調べさせていただいたら、全国で、私が確認しただけですけれども、8ありました。規模、それから、そのままの状態、それも3棟残っているという、この状況は、本当に日本どこを探してもない、非常にある意味私は貴重なものかなというふうに思うわけでございますけれども、その戦争遺跡調査を読売新聞の本社が行っておりまして、文化庁が1998年に、近代史を理解する上で欠くことのできない遺跡をA級、特に重要な遺跡をB級、その他の遺跡をC級にランク分けをいたしまして、各都道府県の教育委員会のほうへ調査を依頼したと。その結果、(パネルを示す)この表に出ておりますように、554件あったそうで、そのうちA級が47件あった。その中の一つに該当する遺跡ということでございます。

先ほど申し上げましたけれども、全国でほかに8カ所あるけれども、規模、それから、保存状態を含めて、類を見ないものだなというふうに私は感じる

のですが、教育長にお答えいただいた、文化財としての価値を有する場合はの条件に、これが当てはまるのかどうか。また、いろいろお聞きしましたが、このものについての詳細な調査結果の資料というのがどうも見当たらないようにお聞きしましたが、この遺跡を調査するお考えがあるのかどうか、これに対するお考えはどのようなのか、お聞かせ願いたいと思います。

〔向井正治教育長登壇〕

教育長(向井正治) 戦争遺跡のことについての答弁をさせていただきます。

鈴鹿市白子町のNTT西日本の鈴鹿研修センター跡地の利用につきましては、鈴鹿市を中心に構成されました協議会がございます。その協議会が平成16年に土地利用の転換計画を策定したところございまして、現在、NTT西日本及び鈴鹿市において、事業化に向けた取組が進められております。この跡地には、議員御紹介のように、第1鈴鹿海軍航空基地格納庫3棟が残されております。その保存につきましては、市民団体から、NTTと市に対しまして要望書が出されておるところでございます。鈴鹿市といたしましては、格納庫の活用は特に考えておらず、所有者であるNTT西日本に対しまして、同施設の記録保存を依頼している状態というふうに聞いております。

教育委員会といたしましては、文化庁の補助を受けました、議員も御紹介がございました、平成6年度から7年度にかけて近代化遺産に関する資料の収集を行ったところでございます。このうち重要なものにつきましては、詳細調査を実施したところでございます。航空基地の格納庫につきましては、現地確認を行ったところではございますが、指定文化財とか、登録文化財候補とした詳細調査の対象になっていないところでございます。そういったことから、教育委員会といたしましては、現在のところ、改めて調査をする予定というのはございません。

なお、所有者であるNTT西日本から市を通じまして、文化財の指定の調査依頼があれば再度検討してまいりたいと、かように考えております。

以上でございます。

〔11番 藤田宜三議員登壇〕

11番（藤田宜三） ありがとうございます。

いろいろ事情はございますので、どのように対応するかということにつきましては、鈴鹿市民を含めて考えていく必要があるのかなというふうに思いますが、規模、それから手つかずという、そして、3棟残っているということについて、どうもNTT西日本が3月末をめどに撤去するというお話もお聞きしておりますけれども、その辺のところを御一考いただけるようなことがあればなというような思いをつけ足して、この質問を終わらせていただきます。

時間がなくなってしまいました。最後の質問は要望にかえさせていただきますが、実は、先日、私、インフルエンザにかかりまして、大変な目に遭いました。昨年の今時分は、インフルエンザの問題が大変大きな問題になっておりました。その中で、県において地域の保育所であるとか、学校、あるいは医療機関との協力、地域の力を生かしながら、ぜひこの感染症対策について整備を行っていただきながら、早期にその流行を察知していただけるシステムに取り組んでいただくようお願いを申し上げまして、また今回も時間が足らずに大変申しわけございません。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

議長（三谷哲央） 21番 竹上真人議員。

〔21番 竹上真人議員登壇・拍手〕

21番（竹上真人） おはようございます。

戦う県議会議員、竹上でございます。1年2カ月ぶりに質問の機会をいただきました。皆さんに感謝申し上げます。

さて、既に起こった未来という言葉があります。将来、起こるであろうことが、既に現実のものとなってあらわれているといった意味で使われます。今から、私の目から見た二つの既に起こった未来について話をいたします。

一月ほど前、総務省が発表したデータによると、30歳未満の若者の所得が初めて男女が入れかわった。わずかながら女性が男性を上回ったとのことです。原因は、男性が多く働く製造業の不振と、女性が多い医療・福祉産業の

急成長で、産業構造の変化によるそうです。

ここで、日本の強みということを考えてみたいのですが、外国人の多くが真っ先にサービスを挙げています。ふだん、私たちが当たり前だと思っていることは、外国では当たり前ではありません。例えば、時間どおりに来る電車、聞けば、目的地に何時に着くか瞬時に教えてくれる駅員さん、そのほかに、レストラン、美容院、結婚式場、葬儀場などなど、全世界で日本ほどのサービスを受けられる国はありません。もしあるとすれば、一流レストランやホテルくらいです。

具体的に結婚式場を例にとると、日本の結婚式場は2時間半程度で、結婚する本人たち、家族、出席者、それぞれの記憶に強く残り、皆が満足するものになっています。日本人が気づいていないサービス業の勝利のようなビジネスだと思います。こうした一般に、カスタマーサービスと呼ばれる分野は女性の得意分野であり、不況の中でも強いものの一つです。さらに申し上げると、経済産業省の企業活動基本調査によると、働く男女の比率が50%に近づくほど企業の利益率はアップする。結局、女性を積極的に使う企業のほうが業績がいいということになる。私たちを取り巻く産業構造は、1次、2次を経て3次産業が主流になっており、今後、さらに女性の社会進出は進んでいくし、女性が活躍する分野が業績を伸ばすことになっていくはずですが、これが既に起こっている未来の一つです。

もう一つ、中小企業の国際化についてお話しします。

中小企業の国際化って何かというと、二つあって、一つは、中小企業が輸出への取組を進めること、もう一つは、直接投資といって、文字どおり、工場を建てるなど、海外進出を果たすことです。海外へ企業が出ていけば国内が空洞化してしまうといった議論をよく耳にしますが、大企業ではそうかもしれませんが、殊、中小企業に関して言えば、実際は全く逆の結果になります。このほど公表された今年の中小企業白書によれば、輸出と海外進出のどちらの場合も国内雇用が増加するという結果が出ています。なぜかということ、輸出ですと、市場が拡大しますので、それに対応するために人が要る。また、

海外進出でも、現地の取引先の開拓で国内事業が拡大すると、現地法人を管理するために、国内にも人が要る。国内に残っている中小企業は、軒並み雇用が下がっているのに対して、海外へ目を向けた企業は、国内の雇用も増えるという結果になっています。中小企業でも国際化の波は迫ってきていると言えます。

この二つの事柄は、私には表裏一体に映ります。男性が得意な製造分野では、中小企業でも海外に目を向けたところが成長し、国内では、営業や管理部門が主流になっていく。要するに、知的労働者と言われる新たな労働者層が主流になりつつあるということです。そこが私の目には既に起こった未来に映ります。

今日の質問は、まさしくこうした未来に対応するために、今、何をすべきかという話です。先日、10月28日に行われた21年度決算の総括質疑で、共産党の真弓議員が公共事業を増やせと申されておりまして、共産党が自民党とよく似たことを言い出した。本来、県がやるべき住民に近いところの事業、例えば、川の土砂取りであるとか、森林整備であるとか、そういったものにもっと光を当ててはどうか、また、余りにも低い入札額で本当にいいのかという御意見でした。私的には大賛成であります。やっぱり野党同士、仲良くせにゃならんなど改めて思いました。

今日のテーマは、その後の知事の回答そのものなんです。知事が答えた内容は、低入札などの根本的な問題は、過剰気味の産業構造にある。要するに、仕事が減っているのに業者数が多過ぎて過当競争になっている。別の産業に移っていただくことが必要なんだ。雇用の転換ができるような政策、これを考えなきゃならんと、そのとおりなんです。私も全く同感です。今の政権の成長戦略は、かなりあいまいではありますが、環境やエネルギー産業、医療・福祉産業、アジアの市場一体化などを成長分野ととらえて、そして、これらの産業を支える雇用や人材に重点を置いています。将来的に日本が発展していくためには、国際競争力のある産業へ構造改革を進めていくことが必要です。

私が考えるに、今、本当に必要なことは、三つです。法人税の引き下げと、新規参入を可能にする規制緩和、さらに、農業の保護を前提とした各国との経済連携の推進であるはずですが、法人税の引き下げと経済連携は政府での議論になっていますが、残念ながら、規制緩和を現政権は避けていて、重点項目になっていない。それはそれとして、産業構造の改革は、要するに、民間企業の事業転換です。新たな企業を立ち上げることが必要ですし、何らかの公的支援が必要だと考えています。

例えば、先ほどお話しした中小企業の国際化ですが、この場合に必要なのは、海外市場の情報収集や、現地での販売チャンネルの開拓などです。もちろん、ふなれなところへ輸出にしる工場を建てるにしる、相当リスクを伴うことですから、何らかの支援策が必要です。

こうしたことは国の話のように思えますが、では、地方では何ができるのでしょうか。我が国の中小製造業の三大集積地の一つである大田区では、オオタ・テクノ・パークというのをタイにつくって、大田区に本社のある企業が海外に進出できるよう手伝いをしています。これなどは相当踏み込んだ例ではありますが、ここまでしている自治体があるのも事実です。三重県でも、せめて輸出についての支援策は、今以上に考えていただきたい、このように思います。

私は、前にも、疲弊する地域経済を救うのは、地域の中小企業が頑張るしかない。マッチングの専門家を通して、新たな技術じゃなくて、今、持っている技術を組み合わせ、複数の中小企業の連携によってアイデアを生み出し、イノベーションやニッチに特化していくような政策誘導を行うべきだと言ってきました。さらに言えば、中小企業がいい製品をつくっても、その先が本当に弱い。マーケティングやパッケージデザインなど、本当に売れる商品を生み出す支援策をもっともっと考えていくべきです。残念ながら、そうした政策はほんの一部しか実施されておりません。相変わらず新技術に対する支援策が圧倒的に多いと言えます。

さあ、そこで、三重県として産業構造の転換に対して具体的に何をするの

か、来年度予算に向けてどういった政策を打ち出していくのか、お聞かせください。

さて、ここからは、近々の課題。今、そこにある危機の話です。何かというと、高校生の就職です。

まず、就職についての私の考え方を少し述べさせていただきます。

一般的に就職難だと言われていますが、介護など、福祉関係の求人については応募が余りない。20代から40代の働き盛りの人たちが失業手当をもらい、その後は生活保護を受けている状況もあります。よく考えてみると、昔は、生きていくために、家族のためにどんな仕事でも頑張らなければならなかった。そう思います。厳しい言い方かもしれませんが、ミスマッチと呼ばれる現象は、甘えの延長ではないかと感じます。

しかし、高校生の就職については、若干考え方が変わります。一般的に高校生が就職した場合、3年以内に5割がやめていくそうです。厳しい言い方かもしれませんが、職を得てやめるのは本人の勝手です。しかし、職を与えないまま社会に出すのは大人の責任ではないでしょうか。若者に夢や希望を与える社会の実現、こういうのって政治家の公約に出てきそうな言葉ですが、実際そうになったら、社会に対して夢や希望が持てるはずはない。知事のように言われる、まさしく舞台づくりだと思います。

直近の10月末のデータによると、高校生の内定率は三重県全体で72.9%、何とか昨年並みまで回復してきた。しかし、20年度と同じ時期に比べると、10ポイント近く数字は割り、今年の春は、正社員として採用されないまま卒業した生徒を多く出してしまいました。来年の春も今年同様厳しいようです。何とかならないか。

私は、教育委員会、生活・文化部、農水商工部など、県も一生懸命努力していただいていると思っています。しかし、なぜか県の頑張りの効果が余り出ていない。例えば、県は、この春から新卒の高校生120人を1人当たり100万円かけて就職させる事業を始めました。結果はというと、成功したとは言いがたい。正社員として採用されたのはたった4人という惨状です。努力は

認めるけれども、1人100万円が泣いていると言われても仕方がない。どうしてなのでしょう、これ。端的に言うと、県の中の各部門、国の各部門、それぞれ縦割りの弊害が出てうまく機能していないように感じます。

例えば、中小企業庁の事業で、新卒者就職応援プロジェクトというものがあります。こちらは、中小企業団体中央会に委託しているので、雇い主から募集できるメリットがある。しかし、ハローワークのトライアル雇用のような奨励金の制度がないので、企業にとってはお得ではない。ちなみに、トライアル雇用では、50万円の奨励金が出ます。さらに言うと、経済産業省の事業であるので、ハローワークは紹介してくれない。いわゆる縦割りの弊害です。学校が頼りなんです、学校さえ相手にしてくれていない状態で、今まで4人の実績しかない。ただ、そのうち2人は正社員になっていて、やりたいたいという事業所は20以上あるそうです。

実は、私の友人が三重県のこの事業を一手に引き受けていて、話を聞いてみると、文句たらたらです。まず、就職指導の先生が4月で入れかわって、去年のことは知らないと言気です。就職希望者を進学希望に置きかえて就職率を上げるなどなど、こちらが真剣にしている割には、学校は無関心だと憤慨しておりました。多分、一部の属人的な問題であるとは思いますが、民間の方にここまで言われちゃ、県議会議員は立つ瀬がありません。

じゃ、三重県として何をすべきか。私は、次のことを提案いたします。

まず、県、すなわち、生活・文化部がハローワークと中小企業団体中央会と教育委員会の橋渡し役を買って出て、卒業しても就職できなかった生徒をどういった形で割り振ってこうした事業につかせるのか調整をする。その上で、ハローワークと中小企業団体中央会では、企業にとってメリットが違い過ぎるので、50万円の奨励金の部分だけでも県が負担して、正規社員としての就職に役立てる。これでも1人50万円です。少し厳しい言い方をしますが、機会の平等という精神は、本人の努力次第であります。半年間、仕事を覚え、まじめに働いたならば、結果は本人の評価次第です。地域主権と言われ、ハローワークの機能を地方に移管しようかという議論さえ一時はあった。三重

県独自の雇用制度があってもおかしくないとは私と考えますが、いかがでしょうか。よろしくをお願いします。

〔野呂昭彦知事登壇〕

知事（野呂昭彦） 私のほうから、産業構造の転換について、今後、県としてどういう政策を進めていかなきゃならないのかという御質問がございましたので、これに関して答えます。

竹上議員のほうで、今、産業構造を取り巻く環境の変化なり、例を挙げていろんな御指摘がございました。私もそういった転換が、今、来ておるのかなというふうに感じております。特に、私ども知事会のほうで、この国のあり方に関する研究会を持ちまして、その中で、やはり生き生きと働ける活動保証ということは大変大きな政策体系の柱であると。そこで、今後の産業政策のあり方、こういったことについても議論をしたところでございます。

御指摘がありましたように、これから未来へ向けて知的労働というものが非常に重視をされ、それが主体になっていくんだと。私どももそういう意味では、これから産業政策を考えるとというときには、やはり人というところに重点を置いて、その人の能力を生かした視点で産業政策というものを考えていかなきゃいかん、こういうふうには指摘を私どももさせていただいたところであります。

その中で、産業政策としては、やはり知識集約型の産業の視点、特に、国際競争力が非常に激しいわけですから、そういう意味では、日本がさらに先端的な技術開発だとか、こういった独自の持つておる技能を活用できるような方向、それから、最近では、やはりデザインとかコンテンツ、こういったことも大事でありますから、これも人の持つすぐれた感性を産業なんかに活用していく、こういったこともあるのかなと思います。

一方で、さっき女性のカスタマーサービス、これが非常に、今、大きくなってきているという指摘がございました。女性に限らず、今日的には、医療とか、福祉とか、教育とか、こういった部門の比重をもっと高めていかなきゃいかん。こういったところというのは、いわゆる3次のサービス業、ある

いは別の言い方をしますと、対人サービスで人的労働が非常に必要となる、そういう部門、こういったところをもっともっと増やしていかなくちゃならん。その中には、観光であるとか、そういったものも入ってくるのかなと、このように思います。

それから、御指摘ありましたように、国際的な、国境を越えた視点ということも、今後グローバル化、進んでおる中では非常に大事でございまして、そういう意味では、今後は、国際貢献とか国際交流。国際貢献というのは、例えば、新幹線の海外輸出であるとか、それから、国際交流は、国際観光というような、そういう観点でもとらえられる、こういった視点も大事なのではないか、こういうふうに感じておるところでございます。

そういう中で、地方としてどういうふうに取り組んでいくのか、この視点も非常に大事であります。三重県としてどういう考え方で対応しているのかということでもありますけれども、やはり産業構造の転換ということは、必然的に起こってくる。そういう中で、中小企業等については、むしろこのピンチをチャンスに変えるというような、そういう意欲を出しながら転換できる環境を整備していく、そういうことが大事でございます。

同時に、やはり地域にはいろんなすばらしい資源がございます。そういう地域資源を活用した、地域に密着した産業振興、こういったものもあるのではないかなと、こう思います。

そういう中で、例えば、先端的、競争的な産業振興、こういったことについては、今、環境とか、エネルギー関連分野に注目されております。そういう意味では、三重県の場合には、高度部材産業もこれまで蓄積もしてきたところでございまして、戦略的にこういった関係の企業誘致をやるとか、あるいは四日市市にあります高度部材イノベーションセンター、これを活用して、研究開発や技術をいわゆる多様な取組で研究し、あるいは提供していく、こういったことができればと思います。

それから、先ほど藤田議員の質問の中でもいろいろ御指摘ありましたが、中小企業連合、シンジケートによる試作品づくり、こういった支援とか、そ

れから、お話ありました海外展開の支援、それから、中小企業の研究者、あるいは産業技術人材の育成、こういったことの支援、これも非常に大事なことで、こう思っております。

さらには、今も展開しようとしておりますけれども、地域密着型の産業構造では、地域の創意工夫によって、地域資源活用型の産業であるとか、農工商連携、こういったことによる新商品の開発、こういったものの取組を進めまして、多様な主体との連携のもとで、地域初の新しい産業が創出できればと、こういうふうに考えておるところであります。

各地域で取り組む分野としてあると思いますが、国ともしっかり連動しながら県として進めていきたいと思っております。

残余につきましては、担当部長からお答えします。

〔山口和夫生活・文化部長登壇〕

生活・文化部長（山口和夫） 私からは、未就職者への支援に関しまして御答弁申し上げます。

先ほど御紹介がりましたが、三重県では、今春の新卒者の内定率が非常に低かったことを受けまして、就職先へ向けて、高校、そして、大学等を卒業しました若者に対する支援事業として、未就職卒業生人材育成事業を実施いたしました。

事業の実施に当たりましては、立案段階から常に教育委員会と協働いたしまして進めてきたところでございます。事業参加者の就職状況につきましては、10月29日現在で就職決定者が51人となっております。また、現在の厳しい雇用状況を踏まえまして、厚生労働省では、高校、大学等を卒業後3年以内の新規学卒者を正規雇用へ向けて育成するために、3年以内既卒者トライアル雇用奨励金として、3カ月以内の有期雇用期間について、企業に対して毎月及び有期雇用終了後に正規雇用につながった場合に一定額の奨励金を支給しております。さらに、経済産業省では、中小企業の人材確保と生産性向上、競争力強化を図るとともに、雇用拡大を図るために、新卒就職未内定者等を対象としまして、原則6カ月間の長期間のインターンシップを実施しま

す新卒者就職応援プロジェクトを行っております。インターンシップ期間中、実習生と受け入れ企業に一定の助成金が支給されることとなっております。

これまで雇用対策事業の実施に当たりましては、関係機関との連携、調整につきましては、三重県雇用・経済危機対策会議や、その下部組織でございます生活・文化部が事務局になっております雇用部会におきまして進めてきたところでございます。

さらに、新卒者に対する就職支援につきましては、本年9月に三重労働局を事務局として中部経済産業局、三重県中小企業団体中央会、教育委員会、生活・文化部など、国、地方、労、使、学校の関係者が本部員として参画いたしましたして、5者協働体制を構築して、就職支援についての企画調整を行います三重労働局新卒者就職応援本部が設置されました。生活・文化部といたしましては、その会議の中で5者の緊密な連携を図りまして、しっかりとその役割を果たしていきたいと考えております。

また、御提案につきましては、この新卒者就職応援プロジェクトが経済産業省におきまして、中小企業の人材確保等を図る目的でインターンシップを行うものでありますことから、まずは、その趣旨を踏まえて、県といたしまして、このプロジェクトが十分活用されますよう関係機関と連携しまして、一層周知を図っていききたいと考えております。

以上でございます。

〔林 敏一農水商工部理事登壇〕

農水商工部理事（林 敏一） 私からは、中小企業の国際化についてお答えを申し上げたいと思います。

本県におきましては、県内企業の新たなビジネスチャンスをつくるということを目的といたしまして、これまで海外の産業クラスターでありますフランスのアルプ・インダストリーでありますとか、ドイツのNRW州など、そういったところとの連携に取り組んできております。

また、本年度は、フランス政府の関係者、あるいはタイ国経済ミッション団の来県という、そういう機会がございました。県内の企業訪問であります

とか、ビジネス交流会を実施いたしますことで、県内の企業と海外とのネットワークの拡大に努めてきているところでございます。

あわせまして、ジェットロ三重と連携をいたしまして、海外市場の動向でありますとか、制度などを紹介いたしますセミナーを県内の企業の皆様向けに開催をしてきております。同時に、個別の相談にも応じさせていただいているところでございます。

さらに、本年度からは、海外で開催される見本市、あるいは展示会等への出展、参加を支援する補助の制度、あるいは海外の企業、研究機関との連携によりまして、新製品、あるいは独自技術の開発を目指される試作品づくりを支援する制度、こういったものも設けさせていただいております。

県内の企業の皆様の、海外への関心も高まってきていると認識しております。今後ともジェットロ三重と連携をいたしまして、実は、ジェットロには県の職員を派遣するというのを考えております。そういったジェットロの持ちます国内外のネットワーク、あるいはノウハウを活用させていただくと。それとともに、商工団体の関係機関と緊密な連携を図りながら、県内中小企業の皆様の海外展開の支援について積極的に取り組んでまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

〔21番 竹上真人議員登壇〕

21番（竹上真人） ありがとうございます。

グローバル化という言葉がありますよね。この前、意識調査というのを見させていただいたら、日本人のほとんどは、約8割がグローバル化を脅威と受けとめているんですって。チャンスととらえている動きが非常に少ない。でも、このグローバル化ってとめようがないですね。台風へ日本へ来るなど言っておると一緒のことです。やっぱり女性を登用していくことも必要ですし、国際化を図っていくこともこれから必要、そういうふうに思います。

先日、松阪に藤巻さんという方が来られたんです。福助を1年半で再建させて、イトーヨーカドーの執行役員を務めた方、この方が講演に来た。商工

会議所青年部が20周年の記念事業で呼んだんですが、私は本当にうれしかったんです。若い経営者たちが新しい感覚のマーケティングの達人を呼んで勉強しようというんですから、本当にうれしかった。その講演の中で、要するに、中小企業にないものは、まさしくマーケティングだと。例えば、どんないい製品をつくったって、手にとってもらえなかったらないのも一緒。これは、富士宮やきそばの仕掛け人の方がまさしく言っていました。地域には、いい資源はどこにだっていっぱいある。でも、知らなかったらないのも同じ。結局、いかに知ってもらうか、見せ方の問題だ。パッケージデザイン、こういったところにもっともっと力を注ぐべきだと、そんなような講演内容でした。

ところが、本当に中小企業ってここが弱い。ノウハウがないし、また、そういった専門のデザイナーがいるわけじゃないし、広告費だってままならない。私は、中小企業というのを考えたときに、そういった現実的なことを一つ一つ支援していく手だて、それがやっぱり要るんだな、こんなふうに思っているんです。

もう一つ、ちょっと前々から気になったことを一つお伺いしようと思う。

商工関係の予算というのは、本当にわかりにくい。私でさえわからないんです。どうして中小企業経営者がわかるかという話なんです。要するに、よく似た事業がいっぱいあって、それぞれ少しずつ制度が違う。しかも、去年あった事業が、翌年、名前が変わっちゃうんです。企業経営者からいえば、あの事業はなくなったのかと、こうなるんですよ。例えば、ベンチャーとか、オンリーワンとか、こういう人気のある事業も年々予算は減っています、ずっと減らされています。なぜかというと、要するに、新規のよく似た事業に振りかわっていつているんですよ。総額的にはそんなに変わらないんだけど、要するに、企業側の目線に立っていないですね。予算をとるためにある程度仕方ないというのは私も理解はするけれども、本当はそれぞれの企業のニーズに合ったように、それにこたえていくようなばくっとした事業で本来いいと思うんです。

そこでお聞きしますけれども、そういった予算をまとめて個別対応できるような、そんな形にできるお考えはないか、ちょっとお聞かせ願いたい。農水商工部理事（林 敏一） 議員のほうからお話をいただきました。

既に御存じのように、中小企業というくくりで申し上げますと、大変業種でありますとか、規模、あるいは経営課題も多種多様になっております。今、御指摘のありました補助の制度につきましても、たくさんの支援メニューを、ある意味事業活動の様々な段階で置こうということで、創業でありますとか、そういったベンチャーでありますとか、研究開発、あるいはマーケティング、販路開拓、多種多様なものを準備させていただいております。こんなことを言うのは何ですけれども、それなりの数の中小企業の方には御利用いただいております。

議員から御指摘がありましたように、いろいろメニューを探すときに、探したい、どこに聞けばいいんだという声もいただいております。そういった中で、なかなか手にとっていただく機会が少ないのかもしれませんが、例えば、財団法人の三重県産業支援センターが、そういう施策を総合的に紹介させていただくパンフレットをつくらせていただいております。そういったものについては、年度の初めでありますとか、それぞれの支援メニューの段階に応じて説明会等も開かせていただいている実情でございます。そこで、これはまだまだ努力が必要だと思っておりますので、重ねて、例えば、商工関係の団体であるとか、あるいは金融機関等、企業の皆さんの身近なところにみえるところにもっとお願いをして周知といいますが、PRをしていきたいと思っております。

補助金そのものについては、先ほど申し上げましたように、様々な課題に対応していこうということで、検討してつくらせていただいております。そういったものですので、一つの補助金に一つに縛ってしまうということは、ある意味技術的といいますが、予算的にも含めているような意味で難しい面もありますし、もう少し言いますと、かえって一つにまとまり過ぎちゃうとわかりにくいという面もできてきて、いろんな御意見があるう

かと思います。できる限りまとまった形でわかりやすい支援制度になるように努力してまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

〔21番 竹上真人議員登壇〕

21番（竹上真人） 平行線ですけど、結局ここを担っているのは産業支援センターだと思います。そこへ来られたときにきちんとした相談型でやっていく、これが非常に大事だと思いますので、またよろしく願いします。

それと、さっきの高校生の就職の話。数字はいろいろ出していただいたけれども、あれはもともと高校生を120人雇うという事業やったんですよ。人数が集まらないから大学生も入れただけのことで、51人も、それは就職した数、正社員になっていない。そこはやっぱりきちんと答弁すべきです。

さっきの友人の話ですけど、とある高校の先生がこんなことを言ったんですって。5月末まで、5月の連休が終わるまで待ってくれ、そうしたら、大量に帰ってくると言うんですよ。これが現実といえば現実です。やめて帰ってくるんです。本当は、これ、今、前のトライアル雇用というのは非常に使いにくい制度でした。この10月に制度が変わったので、本当は私、県独自で今の国の制度のようにもうつくったらどうかと言うつもりだったんだけど、国のほうが変えていただいたのでそれは言いませんでしたが、やっぱり若者がこの地域できちんと働ける、夢や希望という言葉だけじゃなく、それが持てるような、そういった形になるように努力をいただきたいと思います。

時間もないので、次の質問へ行きます。

実は、この質問は1年前から次の機会にしようと思っていたんです。そう思っておるうちに、このほど、私の地元、松阪市で事業仕分けが行われまして、その中で、今日、取り上げる施設の一つであります、みえこどもの城の管理費が不用という判断が下されました。何か事業仕分けに乗った質問をするようでちょっと恥ずかしい気もいたしますが、時期を同じくしてということで、御容赦願いたいと思います。

さて、県には数多くの県有施設があります。その数は何と1226、本当に多い。ところが、その中で、県だけでなく、市も管理費を出している施設があ

ります。その数はたった三つです。私の地元にある、今お話しした、みえこどもの城と県営松阪球場、それに、伊賀市にあるゆめドームうえのの三つだけです。伊賀市の議員さんも応援してくださいよ。

初めに、今日の質問の趣旨をはっきり申し上げておきますけれども、私は、何が何でも県で負担してくれと言っているわけではありません。本来どうあるべきか、この議論をさせていただきたい、このように思います。

一つ一つ簡単に行きます。

まず、話題のみえこどもの城です。

この施設、児童福祉法第40条の規定による児童更生施設、いわゆる大型児童館と言われるもので、平成元年の開設以来覚書を締結し、県と市で管理費用を折半しています。指定管理になってからだけでも既に3億円、昨年だけでも6200万円負担しております。ここで行われる各種のイベントは、県内の子どもたちを対象にしたものが大部分、利用者も市外からが6割、こういう状況で、とても市が半分負担するという根拠は薄いと思います。昨年の要望として、負担区分の軽減を市から申し出ておりますが、県は覚書を盾に突っぱねております。

ちょっと事業仕分けに触れますと、この施設は23年度から、来年4月、また、5年間の指定管理者の募集が既に7月に始まっています。当然、松阪市も同意した上で始めたことで、それを今さら事業仕分けしたからもう出さない、ゼロベースで見直すと言われても、県としてもちょっと待ってよ、それじゃ、何でその前に言ってくれないの、約束違反やとなるわけで、汗もかかず一方的にやめますじゃ、まともな話にはならない。結論的に、松阪市のやり方はだっ子に近い。でも、本当に市が予算をつけなかったらどうなるかということ、23年度からこの施設は運営できなくなる、これは事実です。結局、県と市の意地の張り合いで、未来を担う子どもたちに迷惑をかけるだけです。何とかそうならないように解決策を見出せないかと、私としては思います。

次に、県営松阪球場ですが、昭和50年にでき上がっておりまして、以来覚書により、なぜか県営の球場の管理費を松阪市で負担しております。例えば、

伊勢市にある県営陸上競技場や鈴鹿スポーツガーデンなど、県のスポーツ施設は数多くありますが、市が負担金を出しているわけではありません。どうして松阪市だけが負担する必要があるのでしょうか。今までに松阪市が払った費用は、総額3億7500万円、21年度でも950万円を出しております。私が知る限りでも、平成17年から文書で負担区分の見直しの要望が出されておりますが、こちらでも毎年県の回答は、覚書があるのでそのままですと突っ返されております。

ただ、この施設、いろいろな見方があるのも事実です。例えば、夏の高校野球の会場となる四つの野球場で、県営球場は松阪球場だけです。決勝戦は、松阪じゃなく四日市で行われます。なぜかというと、施設はそちらのほうがいいからです。そうすると、県ではなくて、市が持つべきかもしれない。しかし、全国に県営球場のない都道府県はどこにもありません。どこだってやはり県営の球場を持っている。問題は、県営球場として高校野球の決勝戦ができるような施設改修や、駐車場の整備などを怠ってきたところにあると言えます。今日は質問するつもりはありませんが、県営であるにもかかわらず、県営としての球場の機能を果たすことなく、覚書があるからと松阪市に管理を押しつけ、県としての責任を果たしてこなかったことがこの施設の一の問題です。

最後に、伊賀市のゆめドームうえのです。

この施設は、悪名高い地域総合整備債と言われるお金で整備したバブルの産物でありまして、平成9年から協定書により、上野市で全額管理費を出していました。負担が余りえらいので、市のほうから要望があって、平成11年度から県と市が折半にしています。さかのぼれる平成14年からでも伊賀市が総額で1億4000万円、昨年だけでも1900万円を負担しております。

じゃ、原点に戻って、本来だれが負担すべきなのかと。地方財政法という法律があります。その中で、第9条、地方公共団体の事務を行うために要する経費については、当該地方公共団体が全額これを負担すると明確にうたわれております。また、第2条には、地方公共団体は、いやしくも他の公共団

体の財産に累を及ぼすような施策を行ってはならないとなっております、法律を見る限り、かなりグレーな、相当黒に近いグレーゾーンにあると言えます。建設当時は、松阪市も当時の上野市も、やはり県の施設をつくってほしかった、だから、一部、または全部の管理費の負担を受けた。時が変わって、どこの市町も財政的に厳しい時代になって、見直してほしいと県に対して要望しているわけです。ところが、県は、建設当時の覚書や協定書を盾にだめと言う。これって歴史の教科書に出てきた江戸幕府が結んだ不平等条約を明治政府が懸命に交渉して改正した話に似ていると思いませんか。ありがたいことに、日本は法治国家です、明治の時代とは違う。

さあ、そこでお聞きします。

本来、県の施設であって、県が負担すべき管理費を市が負担していることを見直してほしいと言われて、門前払いで果たして断れるのか。県が全額負担するのが筋だと思いますが、いかがでしょうか。

〔植田 隆総務部長登壇〕

総務部長（植田 隆） 竹上議員の県有施設の管理運営経費についてお答えをさせていただきます。

管理運営経費の一部を地元市が支出している県有施設のうち、ゆめドームうえの及び県営松阪野球場につきましては、指定管理に関する協定に基づきまして、地元市が管理を行っているものです。また、みえこどもの城につきましては、県と地元市との合意による覚書に基づきまして、地元市から管理施設の指定管理者に任意に補助金が交付されているものでございます。いずれも県として地元市から経費を強制的に徴収しているものではなく、また、地方公共団体の間での経費の負担区分を生み出すものではないということから、地方財政法の規定に抵触するものではないと考えております。

地元市からの指定管理に関する協定や、補助金の交付について見直したい旨の要望に対しましては、地方財政法第2条や第9条の規定も踏まえまして、まずは、担当部局において地元市の意向をよく伺いながら、これまでの経緯や今後の施設のあり方、事業内容等も考慮の上、対応を検討していくことに

なるものと考えております。

以上でございます。

〔21番 竹上真人議員登壇〕

21番（竹上真人） 味もそっけない答弁をありがとうございます。

幸い、この議場には、県に対して、地方財政法の趣旨から、負担区分を見直してほしいと要望した松阪市の元市長さんと元助役さんがおみえになると、十分に今回の質問の趣旨を理解していただいているものと私は思っております。

この三つの施設は、指定管理制度ですね。期限が決まっています。県営の松阪球場は25年まで、こどもの城も7月から募集をかけていますから、28年まで、ゆめドームうえののほうは24年というふうなところで指定管理になっている。今、合意の上でと言われているけれども、だから、市のほうから見直してくれて言っているんです。やっぱりそこは、今すぐとは言いませんけど、少なくとも真摯に協議をする、そういう姿勢が必要だと私は思いますが、いかがでございましょうか。

総務部長（植田 隆） 今回、地元市からの見直したい旨の要望を受けまして、指定管理に関する協定の期間も考慮に入れながら、地元市と各部局がお互い話し合い、相互に納得できるような方策を見出していけるよう、総務部としても助言をしていきたいと考えております。

〔21番 竹上真人議員登壇〕

21番（竹上真人） ここで議論しても平行線かと思えますけれども、真剣に議論してください。地域主権というふうならば、明確に県と市の役割分担、これはやっぱり区分していくべきです。これからの議論に期待させていただいて、次の質問をさせていただきます。

最後の質問でございます。

11月28日に恒例の松阪肉牛共進会、今年も盛大に行われました。優秀1席の牛は2010万円と、今年も2000万円を超え、松阪牛ブランドの健在を示しました。ちなみに、この肉、単純計算でグラム7000円はします。余談ながら、

今年は相可高校の生徒さんが育てた牛2頭が予選会を通過し、2頭合わせて1053万円という高値がつけました。細かい話なので質問しませんが、この1053万円はすべて県の収入に入りまして、相可高校に入るわけではありません。せっかく生徒たちが手塩にかけて育てた牛が高値で取引されるのですから、少しは相可高校の発展のために戻してあげてほしいと思います。

以上余談ながら要望いたします。

今日、お話ししますのは、松阪肉の輸出についてであります。松阪といえば、何といても松阪牛でして、値段でいっても過去最高の記録を持っておりますし、全国ブランドとして有名です。

ここでちょっと松阪牛、特に特産松阪牛というものはどんなものかという、説明しますと、まず、地域は、雲出川から宮川までの間で、兵庫県産の子牛、しかも、処女牛を900日以上肥育してできたものが特産松阪牛と言われるものです。しかしながら、肥育農家の減少には歯どめがかからず、今や松阪市内で29軒となっています。昭和59年には107軒ほどあったわけですから、3割に強落ち込んでいます。このままでは松阪肉のブランドも先行き不透明な状態で、何とか手を打っていかねばならないというふうに考えています。松阪でも有名な牛肉料理店には、海外からの方も多数お見えになります。評価はおおむね良好で、こんなおいしい肉は食べたことがないとの感想がたくさん寄せられます。世界のブランドになりつつあるわけで、中国の登録商標など、まさにその典型的な例です。ちなみに、中国のステーキハウスでは、神戸肉のワンランク上に松阪肉があって、相当有名です。1人前3万円だそうです。輸出していないんですけどね、これね。県でも三重ブランドの売り出しに懸命に努力していただいておりますが、このブランドを守るということと、これは並大抵の苦勞ではありません。数年前に宮崎県の東国原知事が、松阪牛に挑戦状を出してきたというようなことがありました。結局どこもかしこも自分たちのブランドをより広めようと必死なんです。世界ブランドにしていくには、海外でも食べることができる体制をつくる必要があります。そこで、ブランドを守る意味合いからも、海外に輸出できるようにできない

か、こう思っています。

じゃ、どんなところが今輸出しているのかといいますと、全国に21施設、宮崎県に3施設、近江牛の滋賀食肉センター、飛騨牛の飛騨食肉センターなど、全国のブランド牛と言われる肉の産地はほぼ輸出できる態勢が整っている。やっぱりだれしも考えることはよく似ていると感心させられる始末です。その松阪牛ですが、残念ながら、松阪はそういう体制ができていない。

じゃ、どうしたら輸出できるのかといいますと、大きく二つの課題があります。OIEの基準と衛生基準です。まず、OIE。国際獣疫事務局というのがあって、各国とも輸出できる牛肉は、生後30カ月未満のものに限られています。ここで、先ほど説明した松阪牛の定義が問題になります。900日以上 of 肥育ですから、30カ月を超えてしまう。しかしながら、29カ月をめどに出荷することや、本当の松阪肉の定義を宣伝することで、これでもこんなにおいしいのに、さらに日本へ行けばもっとおいしい本当の松阪肉が食べられる、一度行ってみようかというようなことになるかもしれません。宣伝の仕方によっては、十分に効果が出ると思っています。

次に、輸出相手国の定める衛生基準を満たしている施設でないといけない。当たり前のことです。今の松阪食肉公社は、これが無理なんです。松阪食肉公社の仕事は、いわゆる屠場で牛や豚を屠畜して肉にすることです。現在、この公社では、枝肉までしか処理できない。その昔、ロッキーがたたいていた肉の塊のことですね。輸出するには、ブロック肉といって、要するに、段ボールに入る大きさの肉の塊までを、一体の低温施設の中で処理できることが最低条件です。これだけ聞くと、ちょっとした改修費用で済むように思いますが、問題があります。この施設、既に建設から34年が過ぎていまして、もうそろそろ建てかえ時期が近づいている。さらに申し上げますと、数年前のBSEのころより衛生基準が格段に厳しくなっています。こうした施設では、牛と豚のラインは別々というのが常識になりつつありますが、この施設はいまだに複層しているため、早急に改善する必要があります。建てかえ費用がざっと100億円。この公社は県も出資していますが、近隣市町が株式を持って

おり、財政厳しい折、大きな調整が必要です。私は、県にこうした調整役を果たしてほしいと思います。どうせ近いうちに建てかえが必要なら、他県に遅れず輸出ができるような施設整備を目指すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

〔渡邊信一郎農水商工部長登壇〕

農水商工部長（渡邊信一郎） 松阪食肉流通センターについてお答えいたしたいと思います。

松阪食肉流通センターは、建設来34年が経過しておりまして、平成11年度から12年度にかけて、0157対策として20億円の施設整備を行っているものの、建物の老朽化が進んでおります。このことから、平成19年度からは、管理運営主体でございます株式会社三重県松阪食肉公社に対しまして、株主であります県、関係市町、関係団体などが連携して支援を行い、施設の維持を図っているところでございます。一方、近年、愛知県、岐阜県など、近隣圏では、施設の更新時期に合わせて牛肉の海外輸出に対応できる機能を持った食肉センターの整備を実施しております。

本県においては、昨年度、生産者や食肉関連事業者を対象とした食肉セミナーを開催されるなど、その意識は芽生えているものと認識しておりますが、食肉生産流通の業界全体では十分な議論がなされていると言えない状態です。こうしたことから、食肉の海外輸出を取り巻く今後の環境変化も踏まえ、まずは、松阪食肉公社に対しまして施設整備の意向等について確認をしてまいりたいと思います。

〔21番 竹上真人議員登壇〕

21番（竹上真人） もちろん私自身も、今すぐ言うてできるものとは思っていません。やっぱりこういう巨額の費用がかかる施設というのは、言い出して大体10年ぐらいかかりますよ。今から議論を始めても、もう築44年になります。施設がもつかどうかというような話なんです。だれかがやっぱり旗振り役として声を上げていかなきゃなかなか前へ進んでいかない。当然、三重県を含め、どこもお金がないです。そんな中で、県は、調整役としての機能

を果たしていく覚悟や用意があるか、それだけちょっと確認したい。

農水商工部長（渡邊信一郎） 先ほどお答えいたしましたように、まだ十分な議論がされていない状況も踏まえながら、まずは、食肉公社の意向を確認して、その結果を踏まえてあり方についての関係者との議論を考えていきたいと思っております。

以上でございます。

〔21番 竹上真人議員登壇〕

21番（竹上真人） 何か余り覚悟がないような回答に聞こえますけれども、いずれこれは避けては通れない。

知事、答えていただけるんですか。

知事（野呂昭彦） 竹上議員の考えておられる方法というのは私は必要だと、こういうふうに思っております。したがって、この食肉流通センター、これについて、将来、新しい施設として整備することが必要なのではないかという検討を昨年から担当部のほうに申しておるところであります。ただ、部長としては、やっぱりお答えする場合には、あの程度のお答えの範囲になってしまうだろうと思います。私としては、次の知事に託しながら、ぜひ期待したいと、こう思っております。

〔21番 竹上真人議員登壇〕

21番（竹上真人） もう一期やっていただきたいぐらいでございます。

時間が来ましたので、私の質問を終わります。ありがとうございました。

（拍手）

休

憩

議長（三谷哲央） 暫時休憩いたします。

午後0時2分休憩

---

午後1時0分開議

## 開 議

副議長（森本繁史） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 質 問

副議長（森本繁史） 県政に対する質問を継続いたします。39番 舟橋裕幸議員。

〔39番 舟橋裕幸議員登壇・拍手〕

39番（舟橋裕幸） 新政みえ、津市選出の舟橋裕幸でございます。

一般質問も最終日となりまして、ラス前でございますし、過日、知事が来年の知事選挙に出馬しないということを表明されました。そうした環境のもとでの質問でございますから、ずっと将来のビジョンを議論させていただくような質問は今回避けまして、施策だとか事業レベルの質問にさせていただきたいと思います。ただ、最後にさせていただきます武道館につきましては、これは三重県下の武道を愛する皆様の思いがこもっておりますし、また、津市の動きにかかわって、県の早期の判断、決断が求められる時期でございますので、しっかり腹をくくった答弁をいただきますよう、まず期待をしたいと思います。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、新年度予算調製方針についてお伺いします。

10月に新年度に向けた予算調製方針が出されました。その後、知事3選不出馬表明であります。当然、新年度予算は骨格予算となりましょう。田川知事から北川知事に交代した平成7年度当初予算は7032億円と年間総合予算でした。北川知事から野呂知事へ交代した平成15年度は景気に配慮した骨格予算と言いつつも、当初予算7049億円、肉づけ予算の規模はたったの28億円でした。就任直後、野呂知事は骨格予算と言いながら、肉づけ予算規模は筋と皮しか残っていないと言われたのを聞いています。この経験のもとかもしれませんが、野呂知事2期目の平成19年度当初予算は、政策的な新規事業は原則予算計上しない骨格予算として6690億円を計上し、再選後、6月に202億円

を肉づけ予算として補正計上しています。

新年度予算に新知事の思いを少しでも反映できるように、肉づけ予算の規模を多く残すことは、新知事への配慮となりますが、現実は大変厳しいものがあります。県予算は市、町の予算と深くかかわり、義務的経費をはじめ、緊急雇用・経済対策など、年度当初から早急の予算執行を求められる事業がメジロ押しであります。こうした状況を踏まえ、骨格的予算と言われる新年度予算の規模や今後の予算調製の基本的考え方をお伺いします。

〔野呂昭彦知事登壇〕

知事（野呂昭彦） 既に申し上げておりますように、平成23年度当初予算、これにつきましては骨格的予算として編成する方針でございますが、県内は今、厳しい雇用・経済情勢でもございます。そういった対応に遅れが出ないということもまた大事でありますから、的確に対応していく必要があると考えております。その中で、限られた行政経営資源で最大の効果が得られるようにしていきたい、こう考えておるところです。

お話がありましたけれども、前々回、平成15年の知事選挙の際、平成15年度当初予算につきましては景気対策とか、あるいは雇用対策、地震対策など、早急に対応すべき課題に中断なく、的確に対応していく景気に配慮した骨格的な予算として編成されておりました、その後、私が知事に就任後、6月の補正予算において約28億円規模の増額補正を行ったということでございました。

それから、平成19年度につきましては、これは前回の知事選挙が行われたわけでありませけれども、その19年度当初予算につきましては、政策的な新規事業は原則として予算計上しないというものの、やはり子育て支援等、福祉政策とか、あるいは県民生活の安全・安心を守るための施策等につきましては、新規事業も含め計上をいたしました。それと同時に、公共事業につきまして、前年度当初予算額の80%を機械的に計上する骨格的な予算として編成をいたしました。そして、その後、再選されました後、6月に肉づけとして、6月補正予算約202億円強の増額補正を行ったと、こういうことでござい

ました。

今回の平成23年度当初予算を、骨格的予算としてどの程度の規模にするのかということにつきましては、今後の予算編成過程の中で検討していくということにしておりますけれども、冒頭申し上げましたように、県内の厳しい雇用・経済情勢に対応するための緊急雇用・経済対策をはじめ、人件費、公債費など義務的経費や年度当初から執行が必要となる経費、また、県民生活の安全・安心を守るための施策や県民生活に直ちに影響を与えるような施策等につきましては計上せざるを得ないのかなというふうにも考えております。また、具体的にはこれからというところでございます。

〔39番 舟橋裕幸議員登壇〕

39番（舟橋裕幸） この質問を考えまして、原稿を書いて通告をしましたら、金曜日の定例記者会見で御答弁をいただいています、その後も三谷議長と知事の予算についてのバトルがあったりして、何のおもしろみもない質問やなと思いながら、この場に立っておるのは正直なところでございますけれども、答弁はもう既に定例記者会見や今いただきましたので、確かに投資的経費が本当にないこの時代に、骨格的予算というのが組めるのかなと正直思います。でき上がりを、来年の2月ごろになるうかと思しますので、楽しみにしておきたいなというふうに思います。

新知事に対してそれなりの自由度を持たせるようにと言いつつも、今から聞かせていただきます二つは予算要望でございますので、若干舌をかみながら、第2点目の質問に行きたいというふうに思います。

では、障がい者福祉施策についてお尋ねします。

増え続ける高齢者に対するサービスは施設の充実をはじめ、様々なサービスが求められ、必然的に予算は増加の一途であります。また、子どもたちに対する施策も教育委員会の少人数学級の推進や本年度中に制定予定の三重県子ども条例（仮称）に加え、本年4月、鈴鹿市で起こった児童虐待事案を契機とした児童虐待防止対策など、施策や予算に注目が集まっています。

こうした中、今少し、障がい者福祉に耳目の集まりが少ないように感じて

います。先日、障がいを持つ皆様方からお話を伺う機会がありました。その中で、重度身体障がい者などの自立生活体験モデル事業が今年度で終了する、ぜひとも継続してほしいとの要望をいただきました。

障害者自立支援法では、入所施設や病院から地域生活への移行を支援する取組が強化されました。また、県も新年度予算調製方針において、「障がいの地域移行に向け、暮らしの場や日中活動の場を確保するための基盤整備とソフト面との支援を一体的に進める」とあります。この方針に反し、モデル事業が平成22年度で終了するならば、改めて地域移行に向けた施策はどのように進めるおつもりかお伺いいたします。

次に、障がい者相談支援体制強化事業の中で、障がい者福祉圏域単位で設置されている総合相談支援センターや重度心身障がい児（者）などを対象とする専門性の高い支援事業についてお伺いします。

行政が本来、業務として行うべき障がい者に対する相談支援業務を今、総合相談支援センターなどが中心に担っています。障害者自立支援法施行以降、様々なサービスが用意され、きめ細やかなサービスが提供されるようになりました。しかし、利用者にとって利用可能なサービスの内容やサービスの組み立て方法、地域の社会資源の状況などが十分周知されていません。そこで、すべてを熟知した専門性を有する職員を、継続的に市町の障害福祉課に配属することは困難であるため、県の委託による総合相談支援センターなどが設置され、専門性を有する職員を配置し、ワンストップサービスで受けられる環境を整えてきました。国・県・市町の様々な予算を活用し、民間福祉団体から職員の派遣を求め、運営されていると伺います。

今後、委託元である県が予算を削減することになれば、総合相談支援センターなどの機能低下のみならず、市町や職員を派遣している各種団体との信頼関係の失墜、受益者である障がい者の利便性の低下を招くこととなります。県は、今後、総合相談支援センターなどに対する支援をどのように進めていくつもりか、お伺いをいたします。

最後に、障がい者雇用についてお伺いします。

先日、水谷議員からも障がい者雇用についての質問があり、雇用対策を担当する生活・文化部長の答弁はいただきました。様々な事業を組み立て、ハローワークなど国の機関と連携し、事業を進めていただき、成果を得られることを期待するところでございます。

ところで、県庁というところは企画、立案、調整の部局と事業執行の部局が異なることが多々ございます。総合的に障がい者施策の企画、立案、調整をする健康福祉部として、障がい者雇用について健康福祉部としての視点でいかがお考えか、お伺いをしたいと思います。

〔真伏秀樹健康福祉部長登壇〕

健康福祉部長（真伏秀樹） 障がい者福祉施策について3点の答弁をさせていただきます。

まず、重度身体障がい者等の方の地域移行に向けた取組でございます。現在重度身体障がい者等の自立生活体験モデル事業という形で、地域移行への促進をするため事業を実施しておりますけれども、日常生活の場を離れまして、一時的に自立生活を体験することにより、自立生活への意欲の増進、それと不安の軽減を図るという形で事業をさせていただいております。

御指摘ございましたように、平成20年度から3年間のモデル事業という形で実施をしてきておりまして、現在までに延べ45人の方がこの事業に取り組まれております。そのうち1人の方が自立生活に移行をしていただきました。また、近く2人の方も自立生活への移行という形での予定がされているところでございます。利用者の多くの方が県内の入所施設利用者でございましたり、また、特別支援学校の卒業予定者等であるということもありますので、これまで地域での自立生活が難しいとされてきました、重度の身体障がい者の方々等の支援に一定の成果もあったのかなというふうに認識をいたしております。

こうした中で、この重度身体障がい者の方々の方々の地域生活への移行につきましては、日常的な生活の基盤が地域の市町であるという部分もございすの

で、市町におけます取組というのも県としては求められるのかなというふうに思っております。

こうした中で、県といたしましても、今までやってまいりましたモデル事業の成果を踏まえまして、来年度からは市町にも参画をしていただく形で事業を実施していきたいというふうに考えております。

それと、二つ目の総合相談支援センターの関係でございます。

障害者自立支援法では、障がい者の一般的な相談支援につきましては市町の責務、それと専門的な知識や技術を必要といたします相談支援につきましては、県の責務という形で定めておるところでございます。障がい者に対します支援といたしまして、地域で利用できるサービスなどの状況を正確に把握した上で、障がい者本人のニーズに合ったサービスを組み合わせ提供していくということが重要でございますし、また、本人のライフステージに応じた形での、専門的な見地からの相談支援が重要だというふうに思っております。

このため、県では今現在、県からの委託事業という形で、県内の9カ所の障害保健福祉圏域ごとに総合相談支援センターを設置いたしまして、広域・専門的な相談支援を実施してきております。また、重度心身障がいの方などに対するより専門的な相談支援につきましては、県内全域を対象とする形での委託事業により、相談支援を行っているところでございます。

障がい者福祉施策の推進の上で、相談支援事業は大変重要なものというふうに考えておりますので、引き続き一般相談の窓口であります市町ともしっかり連携をいたしまして、着実に実施していきたいというふうに考えております。

三つ目の障がい者の雇用の関係でございますけれども、現在、国のほうでいろいろ障がい者制度に関する議論が続けられておるところでございます。その中で障がい者の社会参加、それから、就労がその根幹に位置づけられておまして、今後、障がい者の就労への議論が深められるというふうに考えております。

障がい者の就労支援に際しましては、一つには、障がい者当事者に対し、就労に向けた具体的な支援を行うこと、二つ目には、障がい者を受け入れていただく職場、それから、地域に対して障がいの理解を深めていただくことにより、就労の受け入れを促進すること、それから、三つ目といたしましては、障害福祉事業所等によります工賃等の増加という3点ですね。この辺を就労支援施策の基本的な視点という形で施策を進めてきておるところでございます。

こうした状況の中で、障がい者を取り巻く就労、それから、雇用の環境を見ますと、現行の障害者雇用促進法の枠組み中では、多くの企業がまだまだ法定雇用率を達成できていないというような厳しい状況が続いております。このため、健康福祉部といたしましても、生活・文化部でございますとか、それから国等との連携のもとで、障がい者の雇用への取組を一層進めていきたいというふうに思っておりますし、同時に、これまで障がい者の福祉分野からのアプローチだけではなかなか障がい者の方の雇用が進まないという部分がございますので、障がい者の新たな就労の可能性を探る取組についても検討を進めていく必要があるというふうに考えております。

具体的には、現在、作業所でございますとか授産施設での福祉的な就労、それと障害者自立支援法に基づきます就労の移行支援、こういう形の取組をしておるところでございますけれども、こうした就労支援の取組に加えまして、障がい者の就労者を支援いたします団体、それと民間事業者等の参加のもとで、障がい者雇用企業の受注拡大を進めるため、公共団体や民間企業等との発注を受けます共同受注の窓口をいろいろ調整の上で設置をしていきたいなというふうに思っております。

加えまして、障がい者の方々、障がいの有無にかかわらず、障がい者の方と健常者の方が対等の立場で働いていただく、そういう社会的事業所というような言い方をしておるんですけども、そういう社会的事業所という新たな枠組みの調査研究等も進めていきたいというふうに考えております。

こうした取組につきましては、私どもだけではなく、県庁の中の調整、

それと他の機関、それから民間企業等の参画も要りますので、そういうことを積極的に調整させていただきまして、従来の福祉の枠組みにとどまらない仕組みのもとで、福祉から雇用への移行を推し進めるための取組をいろいろ考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

〔39番 舟橋裕幸議員登壇〕

39番（舟橋裕幸） 自立生活体験モデル事業、確かに実現したのが3名、これからも含めてですね、非常に少人数です。しかしながら、このモデル事業を始める前までは、このニーズにこたえられる場所は名古屋しかなかったわけです。そうすると、例えば尾鷲市から名古屋へ行く、津市から名古屋へ行く。そういう状況を見るに見かねて、県としてもモデル事業を組み立てて3年間やってもらいました。そして、少ないですけども実績も上げ、これからのニーズも随分あるやに伺っています。

今部長の答弁で、いわゆる市町と参画した事業としてというふうにおっしゃっていただきました。いわゆる県が一つの試行的な事業から、いよいよ市町も交えた中で役割分担をし、共同でこの事業をしていこうというふうを受け取らせていただきましたので、これから23年度以降、いい形でつくっていただきたいと思えますし、同時に、当然市町と共同しながらということは、応分の負担も市町に求めることになろうかというふうに思えますので、その点については十分市町と御協議をいただくようお願いを申し上げておきたいと思えます。

2点目の総合相談支援センターです。

大変厳しい財政事情の中でしたので、ひょっとしたら切られてしまうんじゃないかという危惧を私自身が持ちました。そこで、あえて挙げさせていただいたんですけども、着実に実施という珍しくしっかりしたお答えをいただきましたので、来年度以降もきちっとした、ワンストップでサービスが受けられる環境づくりに努めていただきたいと思えます。

ただ、当然ニーズというのはどんどん膨れ上がってきますから、それにこ

たえられるだけの体制がこの相談支援センターにおっついてくるかと。また、それに伴う費用はどうするんやと、いろんな問題はこれからあるかと思えますけれども、いろんな立場の人がお互い知恵を出しながら、いいものにしていていただきたいなと思っているところでございます。

最後の話ですけれども、午前中には、障がい者以上に健常者の就職率の問題も議論がなされていました。当然景気が悪くなってくると、障がい者に対するしわ寄せというのはより強くなってまいります。その結果が2年連続障がい雇用率どべというような結果になったわけですけれども、先ほど共同受注窓口の設置とか、社会的事業所の研究とかというような御答弁をいただきました。新たな発想で、新たな取組を進めていただけるようでございますので、十分生活・文化部なりと連携をとって、そして、福祉施策を中心的に所管するのは健康福祉部ですから、十分な対応をこれから頑張ってやっていただきたいなというふうに思います。

続きまして、農業農村振興予算についてお伺いをいたします。

まず、農業農村整備事業についてお伺いします。

平成22年度の三重県の農業農村整備事業は、国の22年度予算が前年に比べ半減したのに伴い、大変厳しい環境でしたが、県の努力もあり、国の平成21年度予算を活用した2月補正を組むことにより、14カ月予算としては前年の21年度とほぼ同額の84億円余の国庫補助事業予算を確保することができました。しかし、平成23年度国の概算要求が前年度並みとなれば、本県の農業農村整備事業予算は半減することとなります。全耕地の7割以上を水田が占めるなど本県農業の実績を踏まえると、県をはじめ、関係する団体も危機感は強く、県は国に対し、10月には農業農村整備事業の総額確保に向けての緊急要望を提出し、11月には、平成23年度国の予算編成などに関する提言の重点提言項目として要望しています。

一方、県議会においても、10月会議にて、農業農村整備事業の総額確保を求める意見書を採択するなど、県と足並みをそろえ、農村基盤整備予算確保に向けた努力を行っているところでありますが、状況は大変厳しいものと言

わざるを得ません。

今後、農業の省力化及び農地利用集積を進める上で、特に担い手の確保など、大きく貢献する用水路のパイプライン化は、将来への投資として重要であり、用水量の節約、農作業の省力化に期待が高い事業でもあります。加えて過去に整備された農業用施設においても、頭首工や排水機場など基幹水利施設で40年以上経過が12%、30年以上経過が42%と半数を占め、幹線用排水路も40年以上17%、30年以上が30%と半数近くとなっており、老朽化に伴う維持管理費の増大が見込まれます。

道路、橋梁において、長寿命化に向けた維持管理予算の必要性が声高く叫ばれる今日、農業用施設においても同様の必要性が強く求められています。

こうした中、新年度予算調製に向けた現状と今後の見通しや対応策についてお伺いします。

次に、農業改良普及センターの活動費についてお伺いします。

10月17日、国の行政刷新会議の事業仕分けにおいて、都道府県の農業改良普及員の活動を支援する協同農業普及事業交付金について、普及事業の重要性は認めつつも、国の支出のあり方に問題があるため、普及事業交付金については予算計上を見送り、抜本的に見直すことと結論づけられました。

協同農業普及事業交付金は、今年度36億円が都道府県に交付され、新年度概算要求でも同額が計上されていきました。三重県においても、本年度5530万円が交付され、三重県の全普及事業活動費6677万円の83%を占めており、大切な財源であります。

今議会に上程されています、三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例案を議論する際、議会からも、農業改良普及員の役割やその活動に対する期待が多く寄せられました。午前中の藤田議員の質問の中でもそういった趣旨の御答弁なり、発言があったやに受けとめております。

普及事業に対する期待や求められる役割にこたえるためにも、十分な活動費は必須事項であります。県は、新年度、普及事業活動費の確保についていかがお考えか、お伺いをいたします。

〔渡邊信一郎農水商工部長登壇〕

農水商工部長（渡邊信一郎） まず、農業農村整備予算の関係をお答えいたしたいと思います。

本県では、創意工夫を生かした多様な農業経営の確立、農地、農業用水などの資源の確保が重要なことから、農業農村整備事業を計画的に進めているところでございます。しかしながら、来年度の国の農業農村整備予算につきましては大きく減少することが懸念され、事業の計画的な実施について危機感を持っているところでございます。

このため、農業農村整備予算の安定的な確保に向けて国へ提言等を行ったところですが、元気な日本復活特別枠で要望されていた予算については厳しい評価が示されたところです。このような状況の中、平成23年度の農業農村整備事業を計画的に実施していくためには、今年度の国庫補助事業を来年度の前倒しとして、積極的に活用することが必要だと考えております。そこで、国の保留予算を活用しました補正予算案を今議会に提出しているところでございまして、先日成立いたしました国の補正予算につきましても、該当する事業について国へ強く要望してきたところでございます。

今後も地域の状況を国に積極的に伝え、当初予算における国庫補助事業の総額確保はもとより、国の補正予算の活用などにより計画的な整備に必要な予算の確保を進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の普及事業にかかわる点でございます。

協同農業普及事業交付金は、農業改良助長法に基づき、国と県が協同して農業普及事業を進めるために交付されているもので、農業改良普及センターと農業大学校の活動運営費としています。専門的知識を備えた普及指導員は直接農業者と接し、農業の経営確立や新たな担い手の確保を図る重要な役割を担っています。また、三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例案に規定しています。集落や産地等が主体的に取り組む地域特性を生かした農業及び農村の活性化に向けた施策に対して、農業現場をよく知る普及指導員が中心となった支援体制の検討をしているところです。

このような普及指導員の活動に支障を来さないよう、国に対しても必要な予算確保について強く今後も要望してまいります。

以上でございます。

〔39番 舟橋裕幸議員登壇〕

39番（舟橋裕幸） 農業改良助長法がありますから、国と県との協同事業という大前提、大原則はあるんですけども、以前は、それこそ普及員の人件費はほとんど国からの交付金で賄われていた。それが、ほとんど今は一部の活動費が来ているだけ、それすらも今、風前のともしびという状況を非常に危惧しています。

ハードのほうの基盤整備予算については補正予算が生まれ、既にインターネットでも載っているようですし、そこら辺を受けながら、三重県がどれぐらい事業を執行できるかですけども、それはあくまでも一定額が確保されたわけでありまして、今までのこの1年間、2年間の総事業費が担保されたわけでは決してありません。そういう意味では、今、県のほうで御努力をいただいています来年度の国の当初予算に向けて、ハード、ソフト両面のそれぞれの事業をきちっと確保できるかというのが、当然推移を見守り、努力をしていただくということになるかというふうに思いますけれども、恐らく年内には確定がされてくるでしょうから、ともにいい正月が迎えられるよう頑張ってくださいたいとしか、今のところは言いようがないかもしれません。

ただ、農業振興において、やはり基盤整備と、そして、いろんな現場へ入って指導し、農業振興のプログラムを組み立てていく普及事業と、両方ともが農業振興の車の両輪でございます。そういった意味では、やっぱり金がなくなるということはその推進力なり、パワーがダウンするわけになりますから、国がもし、万が一予算が十分とれなかったときには、県単でフォローするぐらいの決意を持って6階は3階に話をさせていただかんらんなというふうに期待をするところでございます。

最後に、三重武道館の今後の運営についてお伺いをいたします。

10月5日、津市は市議会に対し、津市拠点スポーツ施設エリア構想（案）

を発表しました。この概要は、大規模な大会などが開催可能な拠点スポーツ施設を3カ所に整備する。そのうち屋内スポーツ施設は、津インターチェンジ近郊のメッセウイングみえをサブアリーナとして活用し、他に大規模な競技大会が可能なメインアリーナと屋内プール、武道場などの施設を整備し、他の2地域に屋外スポーツセンター拠点と屋内・屋外スポーツサブ拠点を整備し、有機的連携を図るとするものです。

メインアリーナは、平成27年の合併特例債の期限を視野に入れた建設スケジュールと伺っています。津市立と言えます、このスポーツ施設が完成すれば、北勢地域の県営鈴鹿スポーツガーデン、南勢地域の県営サンアリーナとともに県下の屋内スポーツ施設の環境は大きく前進し、平成30年開催予定のインターハイや、その後に開催が予想される国民体育大会に向けたスポーツ施設環境が進むことになります。

ただ、その際、一つの課題として、県下の中心的武道施設である現在の三重武道館との調整が必要となってきます。現在の三重武道館は、昭和56年に三重県と津市の出資や武道団体の寄附により建設され、財団法人で運営がなされ、県と津市が運営補助金を支出してまいりましたが、随分老朽化し、冷房施設もなく、近代的な練習環境と言えない現状であります。

津市が独自に武道施設を有した場合、現在の三重武道館に対する市の補助について、市議会や市民から指摘を受け、補助金廃止の可能性も予測されます。一方、県議会では、平成19年第1回定例会において、新たな三重武道館建設を求める請願が採択されました。

三重県における武道振興の拠点施設の将来像を考える際、三重武道館が従来どおり県と市の支援で運営することが難しくなるのではと予想される中、三重武道館を県単独支援による運営とするのか、またはこの際、改築するのか、その方法は県単独の施設か、または市が計画中の武道場に便乗して、従来のように県と市が共同で武道館を建設するのかなどなど、様々な選択肢が今はあるわけであります。しかし、県が決断しないまま、津市が走り出せば、県の選択肢はどんどん制限されていきます。

現在、県は平成23年度から26年度までの第7次三重県スポーツ振興計画の策定作業中であり、振興計画策定後、昭和63年策定から改定されていない三重県営スポーツ施設整備方針の見直しも予定していると伺います。武道施設について、現在の津市の進捗状況を勘案すれば、今回の第7次三重県スポーツ振興計画に検討などというような抽象的表現ではなく、方向性を明確に書き込むべきときが来たと思っております。

県は、武道振興の中心的施設の整備についてどのようにお考えか、三重武道館の現状及び将来像と、津市におけるスポーツ施設整備計画の進捗を十分考慮の上、決意を持ってお答えをいただきたいと思います。

〔向井正治教育長登壇〕

教育長（向井正治） 舟橋議員の三重武道館の今後の運営に絡んで、武道施設のあり方等につきましの質問にお答えします。

現在三重武道館は、財団法人三重県武道振興会が管理運営を行っているところであります。当法人は、武道の振興を図るために様々な事業を行っていただいております。いろいろな教室の開催でございますとか、大会の開催でございます。例えば教室では、柔道、剣道、弓道、空手道、なぎなた、太極拳、居合道、そういった種目について教室を開催していただいております。また、大会といたしましては、三重県少年剣道大会、三重県地域社会剣道指導者研修会、三重県少年柔道大会といった大会を開催しております。

県は、教育者の技術の向上など、すそ野の拡大を図るこれらの事業に対しまして、補助を行うなどのこれまで一定の支援を行っております。また、三重武道館の施設そのものにつきましては、議員御指摘のとおり、老朽化しておりますことや全国規模の大会開催は困難な状況であること、そういった課題があることを認識しております。武道施設につきましては、スポーツ施設を整備する上での一つの課題であるというふうに認識しております。

教育委員会といたしましても、他県の状況はどういうことかにつきましても調査を進めてまいっております。その中で、武道施設につきましては、全国規模の大会開催を契機に整備される例が多く見られたところでございます。

そして、設置形態といたしましては常設の武道場とか、多目的に利用できるアリーナを併設する、例えば静岡県の武道館とか秋田県の県立武道館など、総合体育施設となっている例が多くございました。

他方、県内の市町の状況を見ますと、議員も御紹介していただきましたとおり、本年10月に、津市におきまして津市拠点スポーツ施設エリア構想が公表されたところでございます。この公表を受けまして、教育委員会といたしましては、これまで津市から情報収集を行ってまいっております。その構想によりますと、全国大会の開催が可能な規模の総合的スポーツ施設を整備する予定でございまして、その中に武道場を併設するといったしております。

このような中、教育委員会といたしましては、武道館を含む県全体のスポーツ施設の効果的な配置を念頭に置きまして、平成23年度に県営スポーツ施設整備方針、これの改定を予定しているところでございます。

津市が進めようといったしております構想につきましては、今後、整備方針の改定の検討とあわせまして、県としての関与のあり方を市と協議しながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔39番 舟橋裕幸議員登壇〕

39番（舟橋裕幸） 財団法人運営なんですよ。県と市がそれなりの支援を今していただいているんですけども、何となく今朝の竹上議員の話じゃないですけども、直営の施設じゃない。そうすると、市のほうも県のほうも何か物事をやるときに、靴の上からかいているようなところがあって、周りから見ると、非常にまどろっこしいという感じが正直あります。

もともと昭和56年でしたっけ、つくったときにもやっぱり県と市が応分の出資をしている。だから、ある面では財団運営だけれども、やはり県が生みの責任の半分を担っているし、三重武道館と名がついておりますように、やっぱり三重県を代表する武道振興の拠点施設であるということは間違いないと思うんです。

財政規模の小さな、三重県より小さな県でも立派な武道館もあったりもし

ます。そして、加えて平成24年から、いわゆる中学校体育の中で武道の繰り込みがされてきます。そうしますと、相当数の指導者というものをこれから準備していかなければならない。指導者は一朝一夕に誕生するわけではありませんから、やっぱり今の時期から指導者育成にも努めていかなければならない。その環境整備という面でも大切ではないかなというふうに思いますし、同時に弓道中心ですけれども、国体の成果においても一定の役割を担っておるわけでございます。

そうした状況の中で、全国レベル大会を契機として建物を建てている県が多いというふうにおっしゃいましたけれども、確かに流れは、よその県はそうかもしれませんけれども、三重県においては今、津市がやろうとしている、それなりに全国大会も受けられる規模のアリーナを建てようとするこのタイミングが、やっぱり全国の大会を誘致した際に建てるというのと同等ぐらいのタイミングじゃないかなというふうに思うわけであります。

そうした際に、例えば今、施設整備方針の中で考えていきたいとおっしゃられましたけれども、例えば四つのレベルでものを考えた際に、一つのレベルAとしては、県立武道館を独自に建設していく。これならば、津市がどんな形で走っていこうと関係ないわけですから、ごゆっくりと議論をしていただいて、素晴らしい三重県立武道館をつくっていただければいいと思います。

レベルBならば、従来のように、県と例えば津市と共同で武道館を建設するというのもあろうかと思えます。ただ、この場合、津市がメインアリーナの中に武道場を建設予定でありますから、当然早急に、その武道場と県が考えている武道場なり、武道館とどういった形で調整するのか、詰めてもらわなければなりません。結構津市と話をしておりますと、「舟橋さん、早目に言うてもらわんことには、私のところは勝手に走っていくで」という言い方をしてみえます。非常に時間がないと言えるのではないかと思います。

それから、ランクCとしましては、津市が建設予定中の武道場に何らかの県から支援を行うというレベルもあろうかと思えます。この場合は当然ことながら、津市のアリーナ、津市の武道場ですから、三重県、三重県立という

看板はおろさなければなりませんし、また、運営主体の問題やとか支援の仕方やとか他の市町とのバランスやとか、いろんな形で調整しなければならない課題も起こってこようかと思えます。

ただ、平成19年の請願は、あくまでも三重武道館の建設を求める請願でしたから、請願を出した10万人の方々からは失望の声が聞こえるんじゃないかなというような思いがあります。

最後、ランクDになりますと、「津市さん、どうぞつくってください。私のところは細々と三重武道館を運営しながら、なおかつそれが老朽化して尽きたら、もうやめます」と。武道にとっては、非常に武道振興を放棄したような冷たい考え方が示される危険もあるわけです。

こうした四つのレベルで考えた際には、三重県が今後の武道振興の拠点施設を津市の動きを視野に入れながらやっていく際には、どれぐらいのレベルで今県として、県教育委員会として考えてみるのか。そして、その考え方の延長線として必ず出てくるのは、津市の走り方とのタイミングですから、先ほどの施設整備方針の見直しの中でうたっていきたいというのは、言いかえれば、23年度中ないし24年度当初ぐらいに書き物として出てくるぐらいだろうと思います。もうそのときには恐らく津市は走っていますし、協議の時間はないと思うんです。

ですから、いづごろ津市と詰めの議論も含めてやっていくつもりなのか、そして、先ほど、冒頭ランクAからDまでの区分を申し上げましたけれども、どの程度で今県は考えているのか、もう一回聞かせていただきたいと思えます。

教育長（向井正治） 今、舟橋議員のほうから武道の振興についての必要性、また、その国体における活躍とかいろいろなところを聞かせていただきました。また、一般的な施設整備の方針の中では遅いんじゃないかというお話の中で伺いましたところでございます。また、具体的なランク別のA、B、C、Dというふうな御提案もいただいたところでございます。

全国大会等の開催可能なそういった施設の整備につきましては、やはり県

内全体でのバランスとか、個々の条件を検討することが必要になってくると思っております。県の関与につきましても、それぞれの場合、いろいろな問題、課題があると思っております。

一般的には23年度の施設整備方針の改定というふうに申し上げましたが、個々の例は当然ながら検討しなければならない場合が起こってくれば、その点の検討は必要だと思っております。関係市町とか関係団体、そういうところと十分な協議もしていくことが必要と考えております。

三重県武道振興会につきましても、理事会等もごさいます。理事長さんも見えるし、県も市も関係団体も参加しております。そこで十分なお話し合いを行って、そして、どういう形態がいいのかということは詰めていく必要が十分にあると思っております。そういった中で、具体的に様々考えるその関与の仕方につきましては、今後、県内全域の効果的な配置を念頭に置きまして、十分に協議をさせていただきながら検討を進めていきたいとかように考えております。

以上でございます。

〔39番 舟橋裕幸議員登壇〕

39番（舟橋裕幸） レベル、なかなか教えてもらえませんが、やっぱり津市がつくろうとしているのは、確かに全国大会が誘致できる規模のアリーナをつくろうとしています。剣道でも柔道でも最低6面、場合によったら8面とれる大きさというのを伺っています。だから、全国大会規模としては、それはそれで素晴らしい体育施設ができるんだろうと期待しているんですけども、付随する武道場については、やはり三重県立武道館と言われるレベルまで恐らく考えられないし、財政的にも難しいだろうというふうに思うんですよ。

そういった意味で、この時期に県が、今津市がつくろうとしている施設にどういった形でタイアップして、これからの関係を進めていくかというのは大切でありますので、何かゆっくり考えているような気がするんです。せめて年度内、年度明け早々に、津市と詰めていくという決意ぐらいは聞かせて

いただきたいんですけどね。

教育長（向井正治） 全国大会レベルの大会開催が可能な施設の整備を進めてみえると、構想等の中で見せていただいております。

そういった中で、当然そういった武道場が整備されるということになれば、その中でどういうものが求められているのかと、こういうことにつきましては教育委員会といたしましても、また関係団体、特に三重県武道振興会等での議論を十分詰めて、どういうことがあればということになってくると思います。その際に当然ながら関与等につきまして、どうだというお話も出てまいると思います。それについては本当に真摯に議論を詰めて、そして、話し合いを進めていきたいと、かように考えております。

〔39番 舟橋裕幸議員登壇〕

39番（舟橋裕幸） 三重県武道振興会にも知り合いがたくさんございますので、そういった方々のお声も聞かせていただきながら、この問題はこれからも注目していきたいと思ひますし、同時に10万人の重みを持った請願が採択されたわけですね。以降、各議会に御報告をいただいておりますけれども、非常に残念な御報告が多ございますので、来年度明けぐらいには立派な御報告がもらえるように期待をしていきたいと思ひます。

時間が少し残りましたので、通告はしてありますからお聞かせいただきたいんですが、知事が全国知事会で座長をしてみえます、この国のあり方に関する研究会。これが5回の議論を経て5月に報告書をまとめられました。私もちょうだいして、一読をさせていただいたところであります。これから、私も議員活動をさせていただくに当たり、参考資料としてこれから使わせていただくというふうに思っています。

ただ、この中で書かれている将来像、あり方等、今の現実というのは随分乖離しているというふうにも思ひます。そうした中で、この報告書を取りまとめられた知事として、思いなり、この議論経過の中でお聞かせいただくことがありましたら、参考にさせていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

〔野呂昭彦知事登壇〕

知事（野呂昭彦） この国のあり方に関する研究会での議論でございますけれども、実は私は今、知事という立場、その前の市長や、あるいは国会議員もやってきたという経験の中から、ちょうど衆議院に初当選したときには、世界に冠たる日本とも言われるようなそういう状況でございましたけれども、これから超高齢化社会になっていく日本が経済や社会のあり方、これを大きく変えていかなければならないという議論が始まっておったところでございますけれども、その後、改革、改革といういろんな動きの中で、果たして日本がどうなってきたのかということになりますと、OECD諸国の中でも最も格差が大きくなったり、あるいは世界での競争力がなくなってきたり、世界に冠たる日本と言われたのはどこへ行ったんだろうかと、こういうふうな状況に今来ておるところでございます。

現実、今の経済、社会や環境、あるいは政治に対してもそうでありますけれども、不安感、閉塞感が漂っておるところであります。私は、まさにこういう国のあり方がしっかり変わっていかないと、本当にだめになってしまうのではないかと、そういう危惧もしておったところでございます。そういう意味では、ちょうど政治的な政権交代というようなこともありましたけれども、今、時代の大きな峠にあると、こう思ってきたところあります。

これまでの改革議論がどうしてプラスに働かずに、どんどんどんどん悪くなってしまったのか。私は、いろんな見方、側面があると思いますけれども、やはりそれはこの国の形の議論、改革をやるのが、個々の制度、あるいは枠組みを議論するということが大事であります。それ全体を俯瞰した、国民がどういう生活ぶりをこれからしていくんだというようなことについての提示、ビジョン、そういったものがない状態であった。これが一番大きな問題であったのではないかなと思います。そういう意味では、この国のあり方そのものの議論が必要ではないかと考えてまいりました。

そして、この国のあり方の議論につきましては、もちろん本当は国が国家ビジョンとして具体的に示していくということ、これが大事であります。

残念ながら、それが示されておりません。また、国からの議論だけではなく、むしろ生活者に近い地方の立場からこのことについても考え、提案していくということ、こういうことが重要ではないかと、こう考えてまいりました。

ちょうど昨年7月に、三重県で全国知事会が開催をされまして、その機会に私のほうから、この国のあり方に関する研究会の設置を提案いたしました。幸い多くの知事に賛同いただき、研究会を立ち上げることができました。以来、活発な議論を展開してきたところでありますが、特にこの研究会は、知事本人による出席をルールといたしまして、かつまた非公開としたことによりまして、かなり本音の議論をすることができました。テレビカメラが入っておるときに発言しているのとは180度違う意見を言われた知事もおりまして、そういう意味では、大変本音の議論ができた。あるいは書面による意見も可能といたしまして議論を深めてきたところでございます。

この国のあり方という大きなテーマでありましたから、座長として、これを取りまとめるというのはなかなか大変なことだと不安も持っておりましたが、実は時代の峠の向こうに、将来に希望を持って生きられる社会の構築という基本的な方向、考え方、一致して協議をすることができたところでありまして、そのことは大変よかったと、こういうふうに思っておるところであります。

また、この国を実現する政策の方向では、我々、この県議会での議論でもよく出るわけでありますが、何かやっぱり議論をしますと、最も重要なポイントとして、人の問題というのが出てまいります。したがって、この研究会でも政策の方向の筆頭に、次世代の育成というものを新たな社会基盤として位置づけようということを置いたところでございます。そして、そのほか、活動保障としての生き生きと働ける場づくり、それから、生活保障としての安心して生活できる環境づくり、また、張り合いや潤いをもたらすぎざなづくり、この四つの大きな柱を示させていただくことができました。

さらに、この国を実現する政府のあり方におきましては、公共サービスから見た政府、財政から見た政府、信頼性から見た政府のあり方について、中

中央政府と地方政府が果たすべき役割などについて極めて有意義な意見交換ができた、こう思っております。そして、これらの議論を通しまして、なぜ地方分権が今、必要なんだということについても一定の認識を持っていただけるような提示ができたのではないかと、こう思っております。

当研究会の報告書につきましては、平成22年の5月、今年の5月に取りまとめ、公表いたしました。そして、7月に和歌山県で開催をされました全国知事会で報告をいたしました。

私としては、1日も早くこの国のあり方について広範な議論が行われるべきであると、こういう思いから政府や政党の幹部の方々はじめ、日本経済団体連合会、あるいは中部経済連合会、関西経済連合会、こういった経済団体についても報告書の概要を説明いたしまして、この国のあり方の議論の喚起を呼びかけたところでございます。私としては、経済団体も含めどういう反応が出るのかなと、こう思っておりましたが、おおむね好評であったということで、思いを共有できるのかなと、こう感じたところでございます。

今後この研究会の報告書、これは全国知事会の委員会であるとか、あるいはプロジェクトチームなどの議論に役立ててほしいと思いますし、地方分権の推進、地域主権社会の早期実現につながっていくように国や地方公共団体、行政関係者、あるいは政党はじめ、多くの国民の皆さんに議論を喚起していく、そういう契機になることを切に望んでおります。

また、舟橋議員がおっしゃっていただきましたが、三重県におきましても県議会の皆さんはじめ、県での議論の参考になれば、さらに大変ありがたいと、こう思っております。

以上を申し上げて、答弁とします。

〔39番 舟橋裕幸議員登壇〕

39番（舟橋裕幸） 将来に対する夢のパロメーターみたいなところで、子どもたちの目の輝き度合いで、非常に貧しい国の子どもたちでもすごく目が輝いていたり、日本の子どもたちが疲れ切った目をしているというのがよく話に出ますし、同時に、若者にアンケートをとると、将来に対する不安の率が

高いのも日本だという記事もよく目にします。そういった意味では、知事がまとめられましたこの国のあり方について、またこれからもいろいろ参考にさせていただきながら頑張っていきたいというふうに思います。

ちょうど時間が来ましたので終わります。ありがとうございました。(拍手)  
副議長(森本繁史) 46番 山本教和議員。

〔46番 山本教和議員登壇・拍手〕

46番(山本教和) 最後の質問者になりました。今日は12月6日、あと数週間もすれば年が暮れようとしています。いつもこの時期になりますと思うことがあるんです。それは、まちはクリスマスセール一色、12月25日のクリスマスを祝って、1週間もしない間にお寺の鳴らす除夜の鐘を聞きながら、一夜明けて、また氏神さんへ参ると。まさに日本人というのは、宗教観に関しては非常に柔軟な民族なんだなということをいつも感じているわけです。宗教で戦争しているところがある。アフガニスタンもそうだし、中近東もそうだし、アイルランドもそうだし、いろんなところで紛争していますが、日本は何と幸せな国なんだろう。そういうことをいつも感じている次第であります。

通告に従いまして、質問をしたいと思います。

まず、その1は、志摩病院の指定管理者移行に伴う諸課題についてであります。

県立志摩病院が長い間、地域の中核病院として信頼され、大いに地域に貢献をしてきたのでありますが、研修医制度の変更によって、徐々にその姿が変わりつつあるのは御承知のとおりであります。

住民の皆さん方も我々も、唯一の地域の総合病院として、何とか今のままで存続できないものかと頑張ってきたところでございます。平成19年は病院の特別委員会、また平成20年、21年、22年と病院の常任委員会に属してまいりまして、かんかんがくがくの議論をしてきたところであります。また、視察も北海道の手稲にあります溪仁会病院をはじめとして、東北や関東、また関西、それから、一番遠いところでは九州の久留米の医科大学病院等にも参

りまして、視察をしてきたのであります。特に全国の自治体病院の疲弊というのは目を覆うばかりでございます。

県が平成21年2月に我々に示した指定管理者制度に対して、地域の方々は大きい不安を持った。制度変更には口角泡を飛ばして議論を地元でもしてきたのでございます。こういう議論をしている間にも、知事がよく言う、抜き差しならないところまで来てしまったということなんでしょう。県立県営という最も信頼感のある形態から、県立民営ということでもありますから、みんな、もろ手を挙げて賛成ということにはならなかったと、こんなふうに私も感じておるところでございます。三重県知事として、また、最強の為政者として現状打破と医師確保のために懸命に頑張ってきたと。しかし、この医師確保という意味では、この分野ではなかなかいい結果が生まれなかったな、こんなことを感じておる一人でございます。

そこで、知事にお尋ねをいたしますが、医師引き上げが続いている状況を目の当たりにして、指定管理者、この制度を導入、この決断をされた要因は何なのか、教えていただきたいと思ひますし、また今度、指定管理者制度を導入ということになりますと、こういったところで我々議員側と執行部側とが議論する場合に、執行部側は、この県立病院についてどんな答弁をするんだろうということをよく思うのであります。当然県立県営と違って、ワンクッションを置かざるを得ない。また、議員の提案に対して、よく事業者に伝えさせていただきますと、こういうような答弁になるのではないかなと懸念をいたしておるところでございます。県の主体性が少し薄らぐんじゃないかと、こんなことも思っておるところであります。

今回委員会で、理事長も来ていただいて、いろいろお話がございました。地域住民の思いが強い救急医療について、救急総合診療科を設置する、365日24時間対応できる七、八名の医師を配置するということでもあります。その場合、総合医が診るわけでありましてけれども、当然そこには専門医が必要だと。しかし、専門医は三重大にお願いすると、こういうようなことでもあります。三重大は本当にそういった依頼に対して対応できるのかなということ

懸念いたしておりますが、その辺についても述べていただきたいなど、こんなふうに思います。

次に、病院間の連携であります。

伊勢の山田赤十字病院との関係であります。志摩から多くの患者さんを受け入れてもらっておりますし、また現在、新築をしております。さらに、これから救急患者が集中するということが予想されます。重篤な患者さんは山田赤十字病院に頼っているケースというのが多い。

しかし、県立志摩病院は二次救急病院であります。一たんは志摩病院で診る。これが基本ではないでしょうか。特に一分一秒を争う脳血管障害、冠血管障害は何らかの治療ができるよう要望をするものでございます。山田赤十字病院に1時間をかけて搬送しなくてはいけない。この現状ですが、この機会に体制を整備することにならないのか、お聞きをしてみたいと思います。前の議会でもこのことは質問をさせていただきました。

最近まで三重大の第1内科から5名の医師の派遣を受けて、そのうちの3名が循環器科の先生で、心臓カテーテルを年間150回やった実績があるこの志摩病院であります。それによってどれだけの住民の人たちが助けられたか、こう思うとやっぱり志摩病院で何らかの処置ができるように体制を望むものでございます。

次に、内科系の二次救急の受け入れについてであります。

現在は救急車で来るか、紹介状を持って来るかという非常に厳しい条件でないと診てもらえないというのが現状であります。二次救急を必要とする救急患者が家族の車に乗ってくるということもあるわけですから、当然必要な医療というのは、総合医として診るべきだと思いますが、県はどのようなスタンスを持っておられるのか、お聞きしたいと思います。

次に、小児・周産期医療についてお尋ねさせていただきます。

この案件は今年の3月議会で、最後まで議論のあったところでございます。協会側も平成26年度には、小児、産婦人科医にそれぞれ1名の常勤医師を配

置すると、こういう予定となっておりますが、その予定でいいのかどうか。

それから、現在、紀南の地域医療研修センターがあります。非常にいろんな方々が、研修医が訪れておるところでございますけれども、志摩病院との連携をもっと図るべきじゃないか。こんなことを思っておりますが、県の役割はどうか、お聞きしたいと思います。

医師招聘の大きな要素として、研修体制の充実が言われております。医療器具の充実、住居、院内保育所等、整備を進めていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。研修医のメッカとして若い医師にどんどん来てもらいたいというふうに思っておりますが、県はどのような思いでございましょうか。

次に、看護師の件であります。

看護師は現在160人ほど見えておまして、10対1の看護体制ということでありますが、これを7対1体制にしようと考えておりますが、その対策というのはあるのかどうか。

また今、伊勢市にあります学校法人伊勢学園、伊勢保健衛生専門学校が地域で活躍できる人材養成を目標にして、看護師等の養成を主な使命しております。3カ年の養成課程において、病院実習は時間数にして35%ぐらいあるようであります。実習病院の確保に苦慮されておると聞いております。そんな中、志摩病院は実習生を受け入れ、協力をしておりますが、指定管理者導入後はどんな姿になるのか、学校側は不安に思っておるといことも聞かせていただいております。これについてもお伺いをさせていただきます。

次に、三重県は、ドクターヘリを導入しようということになっておりますが、その発着の施設が志摩病院屋上にあります。今後の活用について御所見があればお伺いをしたいと思います。

最後に、24年の4月から地域医療振興協会の運営でスタートするわけですが、せっかく議決になった場合には、協会の出先の事務所を早く開設していただいて、少しでも地域に溶け込んで、人々と触れ合うことがとても大事だと、こういうふうに思いますが、県のお考えを聞かせていただきたいと思っております。

〔野呂昭彦知事登壇〕

知事（野呂昭彦） かなりの観点について御質問がありましたが、私のほうは、冒頭、特にこの指定管理者制度開始後、県として、病院運営にどういうふうに関与することになっていくのかというようなこと、これについての基本的な考え方を申し述べたいと思います。

現在進めております県立病院改革でありますけれども、これの議論は、私、知事になりました1期目、そのころから盛んに県議会でもやっていただいております。その県議会の御議論も踏まえながら、これは私の2期目に課せられた宿題だなど、こういう思いを強くして、その後、検討を進めてきたところでございます。

すなわち医療を取り巻く環境が大きく変化をしておる中で、県立病院、それぞれの病院が果たすべき役割や機能を十分に発揮できるよう、4病院一括での運営ではなく、それを解消して、病院ごとに運営のあり方を改めていく。そういうふうな改革を進めるということと、病院長の責任と権限のもとに運営を行うということを基本として、検討を行ってまいったところであります。

その中で志摩病院につきましては、指定管理者制度を導入し、豊富な病院等の経営ノウハウや安定的な人的、財政的基盤を有する事業者に運営をゆだねるということで、医師不足や機能回復などの課題の解決を図るということにしたものでございます。

こうしたことから、病院の経営の主体というものは指定管理者になるわけでございますけれども、指定管理者制度導入後におきましても病院事業条例等に基づきまして、毎年、業務計画書の提出や収支も含めた成果報告等を受けまして、協定書等に定めた事項の遵守や病院運営が適切に行われているかなどにつきまして、県として評価を行うということになります。この評価につきましては、県が定める指定管理者制度に関する取扱要綱に基づきまして、前年度分の運営実績とともに県議会に報告を行うということになっておりますので、その際に県議会のほうからも御意見や御指摘をいただけるものと思っております。

このような機会におきまして、指定管理後におきましても、知事が開設者である県立病院として、議会の皆さんと十分に議論を尽くし、志摩地域の中核病院の役割や機能を十分に果たしていけるよう、県として指導、監督をしてまいります。また、こうした過程を通じまして、一刻も早く志摩地域の住民の皆さんが安心して生活していただけるよう、地域医療体制の確立を目指していきたい、こう考えておるところでございます。

〔真伏秀樹健康福祉部長登壇〕

健康福祉部長（真伏秀樹） 私のほうからは、三重県地域医療研修センターとの連携についてお答えをさせていただきたいと思っております。

三重県の地域医療研修センターのほうでは、無医地区への巡回診療や往診など、実践的な研修プログラムを提供することで、県内外からの研修医を受け入れ、県内で地域医療に従事する医師の育成に取り組んでいるところでございます。

センターが受け入れました研修医につきましては、平成21年度で21名、今年度は35名となる見込みで、今後も研修プログラムの充実を図ることで多くの研修医を受け入れていきたいと考えております。

この地域医療研修センターと県立志摩病院との連携ということでございますけれども、伊勢志摩地域は県内で唯一、離島診療所が設置をされている地域でございます。県立志摩病院からはこれらの離島診療所に対して代診医の派遣が行われるなど、特色を持った地域医療のフィールドでございます。県としましては、こうした他の地域にはない医療資源を活用いたしまして、魅力的な研修プログラムが提供できるものというふうに考えておまして、県立志摩病院との連携、協力のもとで研修医の受け入れに向けた取組を進めていきたいというふうに考えております。

また、研修センターの現状は、初期の臨床研修医の受け入れが中心となっておりますけれども、今後は地域医療を担います専門研修医を受け入れる、そういう形での充実というのが必要かというふうに考えております。

今回の県立志摩病院の指定管理におきましては、地域医療振興協会のほう

は、県立志摩病院を拠点にする形で総合医を養成し、他の地域などへ応援できる仕組みを構築したいというような意向も示されているところでございます。このため、県といたしましては、県立志摩病院の指定管理者制度への移行後は、地域医療振興協会とも連携をいたしまして、指導医の確保に努め、県立志摩病院での実践的な研修によります医師の育成体制の構築について検討したいというふうに考えております。

以上でございます。

〔南 清病院事業庁長登壇〕

病院事業庁長（南 清） 山本議員からの志摩病院の指定管理者の指定に当たりまして数多くの質問をいただきましたので、順次答弁をさせていただきますと思います。少し時間が長くなると思いますが、御容赦をお願いしたいと思います。

まず、救急医療体制の整備、それから循環器などの専門医の配置、それから地域医療機関との連携、完全紹介制の緩和と、こういったことについてでございますけれども、志摩病院の救急医療体制につきましては、地域医療振興協会のほうからは、幅広い分野に対応できる総合医によります救急総合診療科において初期診療を行いまして、さらに専門的な治療を必要とする場合には専門医が対応すると、こういった運用が提案をされているところでございます。外科、小児科などの専門医がすべての症例に直接対応するのではなく、幅広い分野に対応できる総合医を中心にした体制が示されているところでございます。

こうした対応を前提にしまして、平成24年度から順次体制の回復を図りまして、平成26年度には24時間365日の二次救急医療体制を整備するというふうにしております。それから、さらにでございますが、提出されました収支計画などから見ますと、その後も医師の増加配置が見込まれるものというふうにご考えております。

一方、救急診療体制におけます循環器、あるいは脳神経外科などの専門医の配置につきましても、これは議員のほうからもお話しがございましたけれ

ども、引き続き三重大学への派遣の依頼というのは行っていきたいというふうに思っておりますけれども、地域医療振興協会が運営する施設の中には、心臓血管センターを有する病院でございますとか、あるいは脳神経外科を標榜している病院、こういうものもございますので、専門医の派遣につきまして、同協会に対しても協議を進めていく中で要請をしていきたいというふうに考えております。

それから、地域医療機関との連携のことでございますけれども、志摩病院の二次救急医療機関としての機能回復を図っていくということにつきましては、医師の確保に加えまして、山田赤十字病院、それから、志摩市民病院、地元医師会、志摩広域消防組合等との間で救急医療におけます役割分担でございますとか、あるいは搬送に係る取り決め、そういったことの調整も不可欠であるというふうに認識をしております。このため、病院事業庁におきましては、同協会とともに診療体制の回復状況に応じまして、これらの関係機関との協議、調整を進めながら、順次病院の救急医療体制の充実を図っていききたいというふうに考えております。

それから、内科系の完全紹介制による診療の受け入れでございますけれども、現在、医師数の不足によりまして、このことはやむを得ずとっている措置でございますけれども、今後、診療体制の回復に合わせまして、勤務している医師の負担、それから医療の質、安全の確保、こういったことを考慮しながら対応していく必要があるというふうに考えております。

病院事業庁としましては、指定管理者からの医師の前倒し、それから、三重大学等への医師派遣依頼、そういった医師確保に向けた取組を継続して行い、少しでも早く診療体制の回復を図りまして、受け入れ態勢の要件緩和、そういったことにつなげていきたいというふうに考えております。

それから、次に小児科、産科医療の機能回復についてでございますが、現在弱体化をしている外来診療機能の回復をまず図ることが大事かというふうに思います。その上で、一定の患者数の確保に努めまして、平成26年度までにそれぞれ1名の常勤医師を配置して、3年後を目標として小児科の

入院診療でございますとか、周産期医療の体制を構築すると、こういった計画になってございます。

小児科の入院診療機能、それから、周産期の医療の回復ということにつきましては、現在志摩病院が置かれております医療環境、こういったものを改善することが不可欠だというふうに思っております、地域の関係医療機関と協議を行いながら、調整をしていく必要があるというふうに考えております。そういった中で、小児科につきましては、まずその外来診療の充実によりまして、受け入れ患者を確保できるという環境整備がまず必要かなと。その上で、入院診療の機能回復を図っていくということになりますし、それから、周産期医療につきましては、今現在できていない産前産後の健診、こういったことによりまして外来の診療を充実させると。その後に正常分娩を中心とした受け入れ態勢に取り組んでいくと。こういったことで段階的な診療体制の回復を図っていくというふうに考えておりますし、計画書もそういうふうな形で提案をされております。

私どもといたしましては、地域医療振興協会がこういった段階的、計画的な体制整備を進めていくという中で、協会とともに地域の関係医療機関と協議、調整を行いまして、円滑な小児科の機能、それから周産期医療、そういったものの早期回復が図られるように取り組んでいきたいというふうに考えております。

それから、続きまして、志摩病院におけます医療スタッフの確保、定着を図るための環境整備ということについてでございますが、まず、医療機器につきましては、これまで診療機能の縮小、それから、それに伴う収益の悪化ということもござまして十分な施設の整備、更新が行えなかったところでございますけれども、機能回復や診療体制の充実を図ると、こういうためにはこれらの整備は欠かせないというふうに考えておりますので、医師の配置、あるいはその機能回復の状況、そういったことを見きわめながら、指定管理者と協議をして順次対応をしていきたいというふうに考えております。

それから、院内保育所の件でございますけれども、これにつきましては、

地元のボランティアの方々からその運営に協力したいと、こういったお話もいただいておりますので、今後関係者と調整を行いまして、できる限り早い時期に設置をしていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、住環境の整備でございますけれども、住環境、住宅に限らず、いろんなことがあろうかと思いますが、そういったことにつきましては地元の志摩市でございますとか、あるいはその県の関係部局、そういったところの協力も必要になるかと思っております。特に住宅の確保、こういったことは重要な要因だろうと思っておりますので、地域の民間施設の賃貸住宅の活用、そういったことも含めて、指定後に事業者と協議をして対応していきたいというふうに考えております。

それから、こういった施設の整備でございますとか、機器の購入というのは県の財産になるということでございますが、こういったことについては、協会のほうからも事業計画書で提案されているということもございまして、指定管理者が病院運営を行うためにこの施設、機器、そういったものを利用するものでございますので、指定管理者に対してその経費の2分の1の負担を求めていくと、そういうことになっております。

それから、続きましては、7対1の看護導入に伴う看護師の配置、それから、看護学生の実習の受け入れということについてでございますが、志摩病院の許可病床数は一般病棟が250床、それから、精神病棟が100床ということで350床になっておるところでございますけれども、現在のところは診療体制の縮小に伴いまして、一般病棟が100床程度の稼働になっているところでございます。

今回の事業者の計画書では、こうした現状を踏まえつつ、早い段階で7対1の看護取得をしたいということになっておりますが、この看護師の確保は、現在勤めていただいております志摩病院の看護師の数を勘案しますと、皆さんが指定管理団体に再就職をしていただくということになりますと、7対1を取得していただいても新たな人員を確保する必要は生じないというふうな状況でございます。申請者は、こういった状況からできる限り現在の職員を受け

入れた上で、効率的な病院運営を行うということでその7対1の看護基準の提案をしていると、こういった面もございますので、私ども病院事業庁としたしましても、少しでも多くの看護師の皆さんが新しいところへ移行できるよう、その処遇も含めて一層努力をしていきたいというふうに考えております。

それから、看護実習生の受け入れでございますけれども、これは地域医療振興協会も事業計画書の中で、地域の医療人材の育成の観点から引き続き看護実習生等の受け入れを行うと、こんなふうにしておりますので、指定管理開始後におきましてもこれまで同様、関係機関からの要請に応じて十分受け入れていくというふうに考えております。

それから、志摩病院のヘリポートの活用でございますけれども、現在、志摩病院には災害拠点病院としてヘリポートを設置しておりますけれども、主に志摩地域で発生をしました災害時等の救急患者を、三次救急医療機関等へ搬送するということを運用の主たる目的としておりまして、このことにつきましては、指定管理後も変更されることはないというふうに考えております。

それから、この協会は、現在も災害拠点機能を有する病院を複数運営しておりますので、指定管理開始後におきましても、これらのノウハウを活用して、そのヘリポートの有効活用を含む災害拠点病院としての役割を一層充実させていく、そういった能力を持っている団体であるというふうに考えております。

また、県が設置を予定しておりますドクターヘリが運用された場合には、重篤患者の救急搬送等にこのヘリポートが有効に活用できるというふうに考えております。

それから、最後でございますけれども、現地事務所の設置の件でございます。

指定管理者制度に円滑に移行していくということにつきましては、その基本協定の締結に係る協議、そういったものと並行いたしまして業務の引き継ぎに向けた具体的な調整、そういった諸準備を進めてくる必要があるという

ふうに考えております。また、協会のほうからも計画書の中で、開設準備期間として半年から1年ほどの期間が必要というふうなものも出されております。したがって、その病院運営に係る業務の引き継ぎ、それから院内調整、そういったことだけではなくて、先ほどから申す申す述べておりますような診療科ごとの具体的な体制、運営方法、そういったことにつきましては、地域の医療機関と相当な期間、あるいは相当な労力、そういうものを費やしていくことが必要となるというふうに考えておりますので、私どもとしても早い段階で現地事務所を設置して、頻繁な協議を、こういうことを進めていくのが望ましいのではないかと考えておりますので、今後指定をいただきましたら、具体的な協議に入り次第、そういう意向を相手方に伝えていきたいとかように考えております。

以上でございます。

〔46番 山本教和議員登壇〕

46番（山本教和） ありがとうございます。

医師確保の件で再質問するわけではありますが、以前も申し上げたことがあるんですが、志摩病院の前院長、今の大腸センター長の吉村先生という先生が見えるんです。志摩の医師会長さんなどに言わせると、あの先生は、全国でも五つの指に入るくらい名医やと、こういうことを言われております。また、いろんな医療関係の本を見ても、この吉村先生を取り上げている記事がある。

私は委員会でもよく言うんですが、この先生を何とかホームページなどで全国発信しながら、研修医に来てもらえないだろうかというようなことを提案しておるんです。県もやってくれています。やってくれているんですが、残念ながら、先生一人だけではなかなか研修医は来ない。やっぱり大腸に関するいろんなスタッフがいなきゃいけない、また、医師も張りつかなきゃいけない。それによって初めて研修ができるんだというようなことを言われておりますと、何とかその辺も県当局として充実させるような、そんな形で取り組むのが医師確保のために一番早道になるのかなと、こんなことも感じる

わけであります。この先生ももうそんなに若くありませんので、今のうちにそんな体制を組めば、これから研修医確保について大きな戦略になるんじゃないかなと、こんなことを感じておりますので、どうぞよろしくお願いをいたしたいと思います。

それと、修学金制度を利用している学生とか、地域枠で採った学生さんというのが見えるじゃないですか。そういう人たちを有効的に、三重県に残ってもらいながら医療をしてもらうためのカリキュラムなどは県はつくっているのかどうか、少し聞いてみたいと思いますが。

健康福祉部長（真伏秀樹） 修学資金制度を少し改正しましてから、卒業していらっしゃる方は本当に年間数人程度でございまして、実際はこれから、たくさんの方がどんどん卒業していらっしゃるかなというふうに思っております、既に卒業された方も含めまして、今231名の方に修学資金のほうを受けていただいている状況でございます。

私ども、今三重大学等ともいろいろ御相談申し上げていますのは、今議員のほうから御指摘もありましたように、これから卒業していただく先生方をどういう形で県内に配置をさせていただくのがいいのか、それから、どういう診療科目を受け持っていただくことが必要なのかというあたりですね。その辺をしっかりと調整していきながら、適切な配置をしていきたいなというふうに思っておりますので、今後、国のほうからも地域医療支援センターみたいな感じの構想もございまして、その辺もうまく合わせまして、適正な配置等ができるようなそういう枠組みづくりを考えていきたいというふうに思っております。

〔46番 山本教和議員登壇〕

46番（山本教和） ありがとうございます。

それから、最後の南庁長のお話で、24年4月から協会が運営すると。しかし、出先については少し早く地元へ来て、事務所を開設していただいて、少しでも地域医療を担ってほしいと。それについて県はやぶさかでないというふうなお話でありました。どうぞ、この期に及んでは、我々もいろんな意味

で指定管理者についての反対といいますか、やってまいりましたけれども、これからは1日でも早く開設してもらおうような、そんなスタンスでこれから臨んでいきたいなど、こんなふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたしたいと思えます。

次に、大きく2点目、海と地域振興についてであります。

その1、鳥羽 - 伊良湖航路の利用促進についてであります。

これは、いろんな議論がありました。三重県、愛知県、鳥羽市、田原市、2県2市の支援で何とか存続が決まったというようなことであります。

この航路を利用しておるのは今に限ったことではなくて、江戸時代から渥美半島の田原市、昔の田原とか、あの辺から伊勢の河崎や鳥羽や志摩というところへ船が来ていたそうであります。昔から伊勢音頭に、「伊勢に行きたい、伊勢路が見たい、せめて一生に一度でも」と、こう歌われております。これは伊勢も見たいけれども、伊勢へ行く街道筋の自然や多くの人々との出会い、お世話を受けたいと、こういうことを皇学館の先生がおっしゃっていました。先ほど言いましたように、江戸時代から、伊良湖の港から三河の人々やまた関東の人々が、たくさん参宮者が船に乗って伊勢に来たものであります。

伊勢は世界に誇る巡礼センターだと、こういうことも岡田教授は言われております。また昨今、若い人たち、パワースポットということでよく言いますけれども、伊勢神宮は、まさに日本の最強のパワースポットだということを若い人が言っております。

しかし、昨今のモータリゼーションの発達、高速道路の低料金化、こういった時代の変遷とともに、船の輸送というのは厳しい外部環境になっておりますけれども、東三河と直接結ぶ唯一の海上ルートとして維持していかなくちゃいけない、こういうことを思った次第であります。

行政から支援していただいたからには、会社はその存続のために懸命に頑張っていかなきゃいけないというのは当然であります。それと同時に、その窓口になります鳥羽市、田原市もさらなる振興策を考えていかななくてはならない、こんなふうに思えます。田原市は昔、田原町だったですよ。トヨタ

が出て、田原市の港湾というのは非常に立派になりましたけれども、伊良湖は寂れちゃった。

鳥羽は、鳥羽マリントウン21構想によって港湾の周辺の整備、また、先ほど言いましたように25年の遷宮に向けての海の玄関口として、これからまだまだたくさんの方々がやってくるだろう。こんなふうにも思っておりますし、また今、活性化協議会を立ち上げてくれておりますので、その協議会を中心にして、年間35万人の総旅客人員を上げるべく、活発な議論が展開をされておるのでございます。また、鳥羽・志摩の海産物の物流の大事なルートとして、これからもこのルートというのを我々、地域に住む人間は大事にしていかなきゃいけない、こんなふうにも思うところでございます。

問題は愛知県側、伊良湖であります。

港湾施設は古い、周辺のお店屋さんは、執行部の皆さん、行かれたことはあると思うんですが、閉店をしていると。民宿もそうだし、ホテルも売却と。こういうような状況でありまして、特に浜松までの高速道路へのアクセスが非常に悪い。狭隘だ、時間もかかると、こういうようなことでありますから、とても快適とは言えないんじゃないでしょうか。

せっかく2県2市の支援でありますから、この際、愛知県側にも利用拡大に向けて、特に道路整備を三重県知事から愛知県知事に申し入れをしていたきたいのであります。いかがでしょうか。早くしないと神田知事も2月で引退されるわけでありまして、どうぞこの機会に、僭越であります。こういった提案をしてみたいと思うのでございますが、いかがでしょうか。

〔野呂昭彦知事登壇〕

知事（野呂昭彦） 鳥羽 - 伊良湖航路は、いろいろと御紹介ありましたけれども、私どもも国道42号を結ぶ海の道として、観光をはじめ、物流、地域間交流、環境負荷の低減、災害時における代替輸送機能等に大きな役割を担う、そして、高い公益性を有した重要な航路であると、こういうふうに認識しております。

このため、廃止届が出されました航路の存続に向けまして、親会社の協力

を得ながら、三重県、愛知県、鳥羽市、田原市の連携のもとで支援策を検討してきたところでございます。こうした中で、既に10月1日以降も運行が継続されることになったということは大変喜ばしいことだと考えております。

具体的な支援策についてであります。2県2市によりまして、株式の取得、貸付金による資金支援、港湾使用料、固定資産税等の減免、利用促進などでございますけれども、今会議におきましては、貸付金の補正予算とフェリー入港料の減免規定の整備を提案させていただいておるところでございます。

今後でございますけれども、まずは伊勢湾フェリー株式会社がしっかりと経営改善を行いながら、未永く航路の維持に取り組んでいただき、両県の地域にとって、重要な役割を果たしていただけるよう強く期待をしておるところでございます。

なお、この後、部長のほうから、この鳥羽 - 伊良湖航路の利用促進について県の考え方を申し述べるところでありますけれども、いずれにしろ、協議会を持ってその中での議論がございますから、そういった議論の中で、愛知県等との連携のあり方についてさらにきっちりと詰めていくということが必要かと、こう思っております。

〔小林清人政策部長登壇〕

政策部長（小林清人） 鳥羽 - 伊良湖航路の利用促進について、知事答弁を補足させていただきます。

今議員からもありましたように、鳥羽市、田原市、それに観光関係の方々ほかに有識者や、もちろん三重県、愛知県も入った鳥羽伊良湖航路活性化協議会というのが10月26日に立ち上がって、ここの中では3年間の利用促進というのをまとめていくような形になっています。

この3年間というのは御遷宮までの期間でございます。来年度から3年間ですので、御遷宮までの期間ですので、まず、ここで伊勢湾フェリーに体力をつけていただくとともに、信用も高めていただくというようなことが非常に大切なことだと思っておりますので、この利用促進というのはぜひとも

やっていっていただきたいなというふうに考えております。

我々としても、この鳥羽伊良湖航路活性化協議会のメンバーでもございます。それから、9月に議決をいただきました出資団体として、2県2市というのはこれからもその利用促進だけではなく、ずっと協議をしていく、ずっと連携をしていくべきことだと思っております。そういう中で、先ほど御提案のありました浜松からの道路整備等のことにつきましても、それから、利用促進一般につきましても連携を密にしてやっていきたいというふうに考えております。また、この利用促進については、国の制度がちょっと変わるような形もお話を伺っておりますので、2県2市で早急に12月中旬にも、国のほうに向かって共同で要望を行うべく調整もしているところでございます。

また、伊勢湾フェリーのほうも新しい利用促進策みたいなことも考えておりまして、花火クルーズのためのチャーター船等のこともやっておりまして、行政だけではなく、伊勢湾フェリーも含めて利用促進、一生懸命みんなでやっていきたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

〔46番 山本教和議員登壇〕

46番（山本教和） ありがとうございます。

最後の項目であります。

沿岸の海上の安全確保についてであります。

今、我が国は未曾有の外圧にさらされておると。尖閣諸島沖での漁船衝突事件とか北方領土問題とか、今小康状態であります韓国との竹島の問題もあるということであります。あるジャーナリストは、日本人は、今まで平和ボケ、危機意識が足りないと警鐘を鳴らしておりました。

今回の中国船の問題は、案件こそ違え、私は、平成4年に地元でありました事件を思い出さざるを得ないのであります。

平成4年に、当時の志摩郡志摩町片田、ここに大野浜という浜があるんです。長い海岸線をもった浜であります。ここへ中国船が打ち上げられたと。後からわかったことではありますが、福建省から来たということでもあります。

数十人も乗せた密航船が、もちろん木造であります、その浜に打ち上げられたと。着いた途端にクモの子を散らすように、ぱっと周辺の民家やまた別荘だとか、そういうところへ逃げ込んだということのそんな事件であります。朝は木造船でしっかりしておったんですが、もう夕方になると、ばらばらになったと。こういうような、まさに印象的な船でありました。後から聞かせていただきましたが、密入国者は全員逮捕ということも聞いておりますし、その志摩での事件後も尾鷲の沖だとか、また、四日市の港、霞埠頭にも数回密航船が来たと、こういうこともございます。

今まで我々が余り目を向けなかった海にも、これから、やっぱりこんな時代でありますから関心を持つことが必要だと、そんなふうに思う一人でありますので、今回質問させていただきました。

当時の状況とか対処、今後の県民の意識、心構え、こういったことについて警察本部長からお聞きしたいと思います。

〔河合 潔警察本部長登壇〕

警察本部長（河合 潔） 沿岸の安全確保について御質問がございました。お答えいたします。

我が国における集団による不法入国事件は、平成9年には73件1360人が検挙されておりました。その後は減少を続け、本年10月末現在では1件6人と、これは全国でございますが、となっております。不法入国の手段としては、密航船を使用するというものが少なくなっている状況でございます。

議員御指摘の事案は、平成4年11月に、日本に密入国することを目的として、中国福建省を木造船で出港した中国人67人が、旧志摩郡志摩町に不法に上陸したものでございます。これは同年11月20日早朝、付近住民の方からの外国語を話す者が浜から上陸してきたとの通報に基づいて、海岸を検索した結果、座礁した木造船と数名の外国人を発見したことでございます。その上で、鳥羽警察署に集団密入国事件捜査本部を設置いたしました。旧志摩町や大王町の消防団、町の職員、民宿経営者等、住民の方々の協力を求めて、警察官347人、消防団員等約310人の体制で捜索を行い、まさに全身体制でやっ

たわけでございます。12月1日までに不法上陸した中国人男性67人全員を発見し、出入国管理及び難民認定法違反で逮捕したものでございます。

この事案以外でも、議員からも御紹介ございましたが、本県では、平成9年2月に、中国人1人が尾鷲市において密航船で不法入国しました。また、平成13年11月に中国人7人、同17年1月に中国人5人が、それぞれコンテナに隠れて四日市港に不法入国した事案がございました。いずれも検挙してございます。

本県の地理的条件は、約1000キロに及びます海岸線があります。また、船舶を利用した不法入国がこれまでに4件発生しているということを踏まえまして、警察では、テロ対策等の危機管理を目的に県内の国際海港にそれぞれ設置した港湾保安委員会等を通じ、海上保安庁、税関等、関係機関との定期的な情報交換や実践的な合同訓練等を実施するなどして、連携の強化を図っております。また、あわせてこれらの事案の発見、検挙に努めているところでございます。

また、最近の我が国を取り巻く情勢は、極めて厳しいところがございます。北朝鮮による韓国領土砲撃や尖閣諸島問題、あるいは北方領土問題等々、緊張の度合いは高まっております。そうしたことから、警察といたしましては、沿岸地域住民の方々や漁業関係者等の御協力を得ながら、これもまた警察のみでは決して解決しない問題でございます。様々な方々の御協力や関係機関との連携を踏まえて、不審情報の早期把握に一層努めるなど、沿岸警戒に万全を期してまいり所存でございます。

〔46番 山本教和議員登壇〕

46番（山本教和） ありがとうございます。

当時の志摩の密入国船の件ですが、67人全員逮捕ということになって、三重県警察というのが非常に評価されたというようなことも後で聞かせていただきました。また、当時の町長さんとお話していた中で、そういったようなことは地域の住民というのは初めてでありますから、昔、戦争中に中国で世話になったとかそういう方もその周辺に見えて、中国の人におにぎりを出

したとか電話を貸したとか、そんなようなこともあったということも少し述べさせていただきます。

最後、少し、4分ではありますが、全般的に志摩病院の件について、こういうことがあったということだけ報告をさせていただきたいと思います。

県民功労者表彰を受けられた地元の南幸男という画伯、21年に亡くなられました。この方は、日展入選十数回を誇る画家であります。その遺族の方から、人生の最後を志摩病院で過ごさせてもらった。ドクターや看護師の人たちに本当に親切にいただいた。そんな思いで100号の絵画ともう1点、2点寄贈していただいたんですね。それによって志摩病院に来る患者の皆さんが、その絵を見て、いやしや、また、生きる希望や、そういったものを感じてもらえばなというようなことを遺族が申されておりました。その意思を大事にしていかなきゃいけない。そんなふうにも思っておりますし、また、志摩病院もまだまだ地域の人たちから期待されているんだと、こんなことも感じた次第であります。

もう1点、伊勢の産婦人科の先生から、志摩の患者さんが破水状態だと。患者さんというより妊婦の方ですね。早速伊勢へ救急車で運ぶんですが、そのときに、志摩病院の看護師さんに同乗してくれと病院に連絡があったそうであります。志摩病院の看護師のチームは非常にしっかりしていますから、その中のリーダーの方がその救急車に乗って、破水状態にある妊婦さんを無事に医院へ届けて、出産したと、こういうような件もありますので、これから我々地域住民にとっても、志摩病院というのを本当に大切にしていかなきゃいけないし、充実もさせていかなきゃいけないんじゃないかなと、こんなことを感じた次第であります。

以上を持ちまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

副議長(森本繁史) 以上で、県政に対する質問を終了いたします。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

副議長（森本繁史） お諮りいたします。明7日から20日までは委員会の付託議案審査等のため、休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（森本繁史） 御異議なしと認め、明7日から20日までは委員会の付託議案審査等のため、休会とすることに決定いたしました。

12月21日は、定刻より、本会議を開きます。

散 会

副議長（森本繁史） 本日はこれをもって散会いたします。

午後2時59分散会